

資料編

1 防災関係組織等	
1-1	防災関係機関連絡先一覧…………… 1
1-2	災害対策本部の標識等…………… 6
1-3	建設業者一覧…………… 7
1-4	あま市指定給水装置工事事業者一覧…………… 9
2 通信施設	
2-1	愛知県防災行政無線局…………… 11
2-2	あま市防災行政用無線局一覧…………… 11
3 観測施設	
3-1	雨量観測所…………… 15
3-2	水位観測所…………… 15
3-3	風向・風速観測所…………… 15
4 防災施設・設備等	
4-1	指定避難所一覧…………… 16
4-2	医療機関一覧…………… 19
4-3	主食等の備蓄状況…………… 20
4-4	給水用資機材保有状況…………… 20
4-5	海部東部消防組合所有の救出用資機材一覧…………… 21
4-6	防疫用資機材の保有状況…………… 23
4-7	災害時要援護者関連施設一覧…………… 23
5 消防関係	
5-1	あま市消防団 の構成及び分団の担当区域…………… 25
5-2	海部東部消防組合保有の消防力及び消防水利の現況…………… 26
5-3	あま市消防団 保有の消防力…………… 26
5-4	海部東部消防組合保有の舟艇…………… 26
5-5	危険物施設数一覧…………… 27
5-6	毒物・劇物貯蔵・取扱所数一覧…………… 27
6 水防関係	
6-1	水防資機材備蓄状況…………… 28
6-2	各予警報の基準地点等…………… 30
6-3	重要水防箇所一覧…………… 32
6-4	水防上重要な水こう門一覧…………… 34
6-5	主要な水準点の調査開始からの累積変動状況…………… 36
6-6	尾張地域の累積沈下量の状況…………… 37
6-7	工業用水法に基づく揚水規制地域…………… 38
6-8	県民の生活環境の保全等に関する条例に基づく揚水規制区域図…………… 39

7	輸送関係	
7-1	市有自動車保有状況	40
7-2	市内緊急時ヘリポート可能場所等一覧	40
8	廃棄物関係	
8-1	し尿処理施設	41
8-2	ごみ処理施設	41
9	協定	
9-1	愛知県防災ヘリコプター支援協定	42
9-2	愛知県内広域消防相互応援協定	44
9-3	一般廃棄物処理に係る災害相互応援に関する協定書	47
9-4	水道災害相互応援に関する覚書	50
10	条例等	
10-1	あま市防災会議条例	<u>61</u>
10-2	あま市災害対策本部条例	<u>63</u>
10-3	あま市地震災害警戒本部条例	<u>64</u>
10-4	災害救助法施行細則（抜粋）	<u>65</u>
11	その他	
11-1	被害認定基準	<u>73</u>
11-2	伝達要領	<u>76</u>

1 防災関係組織等

1-1 防災関係機関連絡先一覧

1 市

機 関 名	電 話 番 号	所 在 地
あ ま 市 役 所	444-1001	本庁舎 あま市木田戊亥18-1 七宝庁舎 あま市七宝町桂城之堀1 甚目寺庁舎 あま市甚目寺二伴田76

2 県

機 関 名	電 話 番 号	所 在 地
愛 知 県 庁 防 災 局 災 害 対 策 課 愛知県災害対策本部災害情報センター	961-2111 951-3800 971-7104・5	名古屋市中区三の丸3-1-2 " "
海 部 県 民 セ ン タ ー	(0567)24-2125 夜間 24-2111	津島市西柳原町1-14 (海部総合庁舎内)
海 部 建 設 事 務 所	(0567)24-2141 夜間 24-2111	津島市西柳原町1-14 (")
津 島 保 健 所	(0567)26-4137	津島市橘町4-50-2
海 部 農 林 水 産 事 務 所	(0567)24-2151 夜間 24-2111	津島市西柳原町1-14 (海部総合庁舎内)

3 警察署

機 関 名	電 話 番 号	所 在 地
愛知県警察本部 (警備部災害対策課)	951-1611	名古屋市中区三の丸2-1-1
津 島 警 察 署	(0567)24-0110	津島市西柳原町2-8
" 甚目寺幹部交番	(0567)24-0110	あま市甚目寺二伴田76
" 美和交番	(0567)24-0110	あま市木田西明19
" 伊福駐在所	(052)441-9191	あま市七宝町伊福参之割36
" 七宝交番	(0567)24-0110	あま市七宝町遠島十坪119-3

4 指定地方行政機関

機 関 名	電 話 番 号	所 在 地
東 海 農 政 局	201—7271	名古屋市中区三の丸1—2—2
津 島 労 働 基 準 監 督 署	(0567)26—4155	津島市寺前町3—87—4
名 古 屋 地 方 気 象 台	751—5124	名古屋市千種区日和町2—18
中 部 地 方 整 備 局	953—8357	名古屋市中区三の丸2—5—1
中 部 経 済 産 業 局	951—2683	名古屋市中区三の丸2—5—2
愛 知 労 働 局	972—0252	名古屋市中区三の丸2—5—1

5 自衛隊

機 関 名	電 話 番 号	所 在 地
陸上自衛隊第10師団司令部	791—2191	名古屋市守山区守山3—12—1
陸上自衛隊第35普通科連隊	791—2191	”
陸上自衛隊第10特科連隊 (豊川駐屯地)	(0533)86—3151	豊川市穂ノ原1—1
海上自衛隊横須賀地方総監部	(0468)22—3500	神奈川県横須賀市西逸見町1丁目無番地
航空自衛隊小牧基地	(0568)76—2191	小牧市春日寺1—1

6 指定公共機関

機 関 名	電 話 番 号	所 在 地
郵 便 局 株 式 会 社	963—6202	名古屋市中区丸の内3—2—5
美 和 郵 便 局	444—9455	あま市花正七反地37—1
富 塚 郵 便 局	444—4200	あま市富塚先速25—1
美 和 篠 田 郵 便 局	443—3355	あま市篠田森後98
七 宝 郵 便 局	444—4293	あま市七宝町下田堂中4—2
伊 福 簡 易 郵 便 局	444—2093	あま市七宝町伊福四之割32

機 関 名	電 話 番 号	所 在 地
甚 目 寺 郵 便 局	444—4342	あま市新居屋江ノ橋83—3
甚 目 寺 西 今 宿 郵 便 局	441—8851	あま市西今宿狐海道一18
甚 目 寺 本 郷 郵 便 局	443—2996	あま市本郷柿ノ木77
西 日 本 電 信 電 話 (株)	291—3226	名古屋市中区大須4—9—60
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ	968—7938	名古屋市東桜1—1—10
K D D I 株 式 会 社	741—8330	名古屋市千種区内山3—30—9
日 本 赤 十 字 社 愛 知 県 支 部	971—1591	名古屋市東区白壁1—50
<u>中 部 電 力 (株) 中 村 営 業 所</u>	<u>471—9121</u>	<u>名古屋市中村区太閤通7—32</u>
〃 津 島 営 業 所	(0567)28—1141	津島市今市場町4—27—1
東 邦 瓦 斯 (株) 中 村 営 業 所	471—1151	名古屋市中村区太閤通5—39
〃 美 和 サ ー ビ ス セ ン タ ー	442—5732	あま市木田申尾10—1
日 本 放 送 協 会 名 古 屋 放 送 局	952—7282	名古屋市東区東桜1—13—3
日 本 通 運 株 式 会 社 名 古 屋 支 店	551—9851	名古屋市中村区名駅南4—11—39
中 日 本 高 速 道 路 株 式 会 社	222—1319	名古屋市中区錦2—18—19

7 指定地方公共機関

機 関 名	電 話 番 号	所 在 地
名 古 屋 鉄 道 (株) 木 田 駅	449—1317	あま市木田道下54—2
名 鉄 電 車 甚 目 寺 駅	444—0062	あま市甚目寺郷浦35
名 古 屋 鉄 道 株 式 会 社	588—0868	名古屋市中村区名駅1—2—4
社 団 法 人 愛 知 県 ト ラ ッ ク 協 会	871—1921	名古屋市瑞穂区新開町12—6
社 団 法 人 愛 知 県 エ ル ピ ー ガ ス 協 会	261—2896	名古屋市中区大須4—15—12

社団法人愛知県医師会	241—4138	名古屋市中区栄4—14—28
機 関 名	電 話 番 号	所 在 地
社団法人愛知県歯科医師会	962—8020	名古屋市中区丸の内3—5—18
社団法人愛知県薬剤師会	231—2261	名古屋市中区丸の内2—3—1

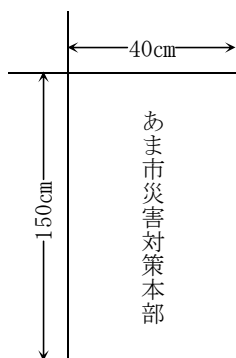
8 公共的団体等

機 関 名	電 話 番 号	所 在 地
海 部 医 師 会	(0567)25—5752	津島市莪原町字郷西37
海 部 歯 科 医 師 会	(0567)25—5380	津島市莪原町字郷西37
海部東部消防組合消防本部	442—0119	あま市七宝町遠島十坪119—1
海部東部消防組合消防署	〃	〃
海部東部消防組合消防署北分署	443—0119	あま市新居屋岩屋75
海部東部消防組合消防署南分署	444—0119	大治町大字三本木字西之川102—1
海部地区水防事務組合	(0567)26—3962	津島市西柳原町1—14（海部総合庁舎内）
海部地区環境事務組合 新開センター	(0567)28—3810	津島市新開町二丁目212
上野センター	(0567)68—8641	弥富市上野町2—15
八穂クリーンセンター	(0567)68—6500	弥富市鍋田町八穂399番3
五 条 広 域 事 務 組 合	401—1181	清須市阿原向北55
海部東農業協同組合本店	(0567)23—7311	津島市神守町中町15
海部東農業協同組合美和支店	444—1721	あま市花正長島8—1
海部東農業協同組合七宝支店	444—2621	あま市七宝町桂河原22
海部東農業協同組合伊福支店	441—0121	あま市七宝町伊福参之割38—1
海部東農業協同組合甚目寺支店	444—0046	あま市西今宿八反田68

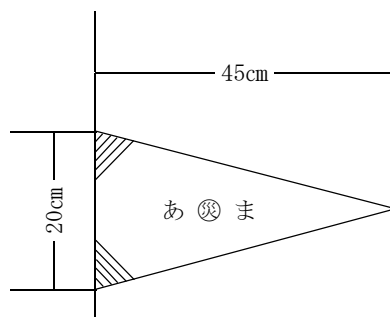
機 関 名	電 話 番 号	所 在 地
美 和 商 工 会	441—0201	あま市花正地先1—1
七 宝 町 商 工 会	441—5311	あま市七宝町遠島十坪119—2
甚 目 寺 町 商 工 会	442—8831	あま市甚目寺東大門8
あま市社会福祉協議会	443—4291	あま市西今宿馬洗46
海部地区急病診療所組合	(0567)25—5210	津島市莪原町字郷西37

1-2 災害対策本部の標識等

1 標 示 板

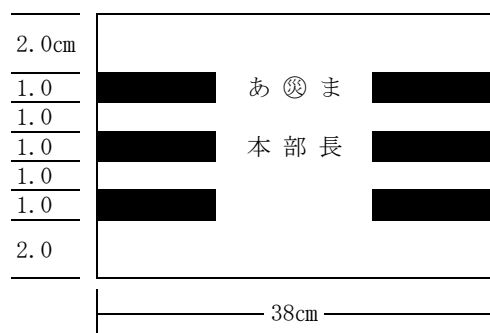


2 標 旗



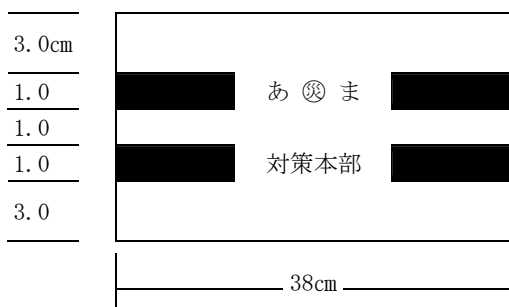
3 腕 章

(本部長用)

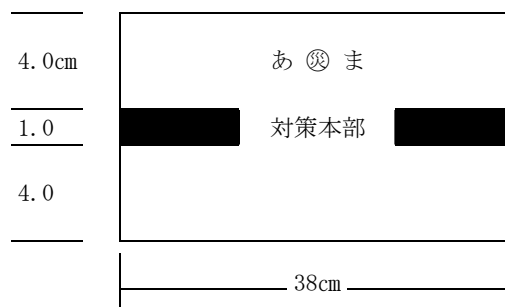


副市長、教育長については、「本部長」を「副本部長」とする。

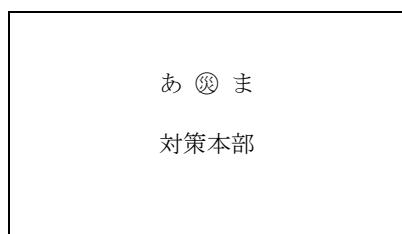
(部長用)



(班長用)



(班員用)



(区長用)



1-3 建設業者一覧

会 社 名	電 話 番 号	所 在 地
株 式 会 社 大 篠 建 設	444-1052	あま市篠田 三田畑46
株 式 会 社 カ ネ イ	444-1012	あま市蜂須賀 蛇除地626
株 式 会 社 川 惣 建 設	444-4349	あま市木田山ノ越東切20-1
株 式 会 社 協 栄 建 設	443-1568	あま市蜂須賀下郷合1547-1
株 式 会 社 鈴 木 訓 治 商 店	444-1017	あま市金岩前浪41
株 式 会 社 東 郷 建 設	442-1160	あま市篠田鳥羽見38-1
服 部 工 業 所	444-1159	あま市木田西明32-1
重 明 土 建 (株)	444-2086	あま市七宝町遠島十坪107-1
丸 瓦 佐 藤 建 設 (株)	444-8223	あま市七宝町安松中屋敷2047
株 式 会 社 一 耕 園	441-5959	あま市方領西出55
株 式 会 社 エ イ ・ エ ス ・ ケ イ	441-0736	あま市古道赤本田51
株 式 会 社 オ ー ル サ ー ビ ス	441-0585	あま市西今宿梶村三3-21
株 式 会 社 河 村 産 業 所	444-3316	あま市下萱津替地1104
機 動 建 設 工 業 株 式 会 社 海 部 営 業 所	443-2405	あま市七宝町桂親田35
材 寅 産 業 株 式 会 社	444-3161	あま市上萱津矢台5
甚 目 寺 建 設 株 式 会 社	445-8388	あま市本郷柿ノ木76-2
杉 政 建 設 株 式 会 社 甚 目 寺 営 業 所	446-0037	あま市森7-5-7
有 限 会 社 不 二 園	444-1486	あま市坂牧郷101
丸 文 建 設 株 式 会 社	444-0028	あま市西今宿郷内二45
株 式 会 社 宮 本 建 設	441-1911	あま市新居屋八島124

会 社 名	電 話 番 号	所 在 地
美吉建設株式会社あま支店	445-1231	あま市西今宿山伏四25番1
三 和 建 設	442-8645	あま市本郷三反地31番地
株式会社ヤナギ建設工業	443-4514	あま市篠田八原3-2

1-4 あま市指定給水装置工事事業者一覧

平成20年11月1日現在

事業者名	電話番号	所在地
木村工業所(株)	(052) 431-5251	名古屋市千種区富田町大字千音寺字東屋敷3978番地
竹島水道設備工業所	(店) (052) 442-0456 (自) (052) 444-5956	あま市花長川内57番地
アスカ設備(株)	(052) 441-4649	海部郡大治町大字砂子字山ノ前763番地の1
(有) ウサミ維持管理センター	(店) (052) 442-0462 (自) (052) 442-0642	あま市甚目寺桑丸45番地の2
船橋設備(株) 稲沢支店	(0587) 32-6318	稲沢市奥田立長町75番地
(株) 渡邊組	(0586) 69-2155	一宮市萩原町富田方字上畑33番地
住田建設(株)	(0567) 28-2030	津島市東柳原町4-10
(有) 北川工業	(0567) 28-4712	愛西市根高町字古堤己新田96番地
(株) 杉本組	(0567) 26-1211	愛西市草平町字川田72番地
カニエ水道(有)	(0567) 95-3625	海部郡蟹江町大字蟹江新田字大海用159番地
ハヤカワ工業(株)	(0586) 71-4475	一宮市桜2丁目2番10号
(有) 滝川水道	(0587) 36-2816	稲沢市矢合町2590番地の3
(有) シンコー	(052) 443-6240	あま市下萱津中道12番地
(有) 櫻井設備	(0567) 25-4560	愛西市勝幡町字駅東173番地
(有) 山田水道工業所	(店) (052) 444-2159 (自) (052) 441-5333	あま市七宝町徳実郷37番地
(株) 石原水道	(0567) 95-0516	海部郡蟹江町大字須成字市場1331番地
(株) 吉田工務店	(052) 444-4641	あま市七宝町沖之島市之坪31番地
(有) 倉本工業	(052) 445-3171	あま市花長堀上72番地の6
ダイスイ設備(株)	(052) 681-6019	名古屋市熱田区古新町2丁目73番地の2
(株) 宮崎設備工業	(052) 409-1066	清須市鍋片3丁目50番地
(有) 岡田工業	(0567) 95-8683	海部郡蟹江町学戸四丁目6番地
(株) 大同施設工業	(052) 872-4781	名古屋市昭和区福江1丁目11番5号
藤浪建設(株)	(0567) 25-7272	津島市愛宕町2丁目57番地2
(有) タケシマ	(052) 444-4191	あま市花長川内75番地
(株) 山新設備	(0567) 31-0427	津島市唐臼町西島33番地
野村産業(株)	(0567) 67-1103	弥富市前ヶ須新田字野方759番地の9
協立設備工業(株)	(052) 751-2004	名古屋市千種区高見一丁目18番9号
(株) イゼキ	(0584) 56-1151	岐阜県海津市南濃町塚2591番地
善勝(有)	(0567) 22-5200	津島市元寺町2丁目40番地

事業者名	電話番号	所在地
丸石(株)	(058) 271-1918	岐阜県岐阜市須賀1丁目10番1号
(株)佐藤水建	(0567) 31-0210	愛西市大井町五川東62番地
(有)光設備	(052) 441-8038	あま市花長六反田25番地5
(株)アクアテクノス	(0120) 40-8919	あま市篠田虱掛2番地8
積和建設東名(株)	(052) 772-2411	名古屋市守山区四軒家2丁目609番地
(有)丸甲水道	(0587) 97-2839	稲沢市祖父江町三丸渕二段割65番地
(有)菅原設備	(0567) 24-1743	津島市元寺町3-32-7
(有)富田設備	(052) 791-4676	名古屋市守山区新守西2003番地
佐藤興業(株)	(0567) 28-5602	愛西市町方町南堤外126-1
(株)タツダ	(0567) 28-3332	愛西市戸蔵町中屋敷39-2番地
和田与燃料(株)	(0567) 26-3329	津島市薬師町39の2
(株)ヤママ住設	(0568) 77-6985	小牧市大字東田中宇南新田1600番1
(有)村口設備工業	(0567) 95-5035	海部郡蟹江町大字須成字藤丸1988-31
(株)山田興業	(0567) 33-0157	津島市唐臼町郷裏11番地
(有)立松水道施設	(052) 444-2487	あま市七宝町鷹居1丁目100番地1
(有)あさひ設備	(0567) 25-1183	津島市百島町字牛屋5
(株)光プロパン瓦斯商会	(052) 443-0322	あま市七宝町遠島三反田671番地1
生駒産業(株)	(0567) 95-8000	蟹江町大字蟹江本町字東三2通31
(株)岡田工業所	(0594) 31-0920	三重県桑名市野田三丁目7番地の5
(株)山新	(052) 444-2012	あま市七宝町下之森屋敷697
野村工業(株)	(052) 802-6461	名古屋市天白区原四丁目1517番地
(株)三学エンジニア	(052) 782-2260	名古屋市名東区一社3丁目97-1
双伸工業(株)	(052) 412-4221	名古屋市中川区横前町81番地
(有)まるば工業白退社	(052) 442-7820	あま市七宝町遠島大切戸1484-6
(有)安井配管工業	(0567) 95-3018	蟹江町舟入四丁目101番地
吉田建設(株)	(0567) 28-2938	津島市今市場町3丁目34番地
(株)クラシアン西名古屋支社	(052) 504-9811	名古屋市西区平出町134番地
(株)三重水道センター	(059) 364-0299	三重県四日市市大矢知町2091番地1

2 通信施設

2-1 愛知県防災行政無線局

呼出名称	種別	周波数帯	所在地	設置場所	電話番号	備考
防災 あま市	固	VHF	あま市木田戌亥18-1	あま市役所	444-1001	

2-2 あま市防災行政用無線局一覧

無線局種	無線設備	呼出名称
基地局	制御器	ぎょうせいあま
陸上移動	車載型	あま1
〃	〃	あま2
〃	〃	あま3
〃	車載携帯	あま4
〃	〃	あま5
〃	〃	あま6
〃	車載型	あま8
〃	〃	あま9
〃	携帯型	あま101
〃	〃	あま102
〃	〃	あま103
〃	〃	あま104
〃	〃	あま105
〃	〃	あま106
〃	〃	あま107
〃	〃	あま108
〃	〃	あま109
〃	〃	あま110
〃	〃	あま111
〃	〃	あま112
〃	〃	あま113
〃	〃	あま114
〃	〃	あま115
〃	〃	あま116

無線局種	無線設備	呼出名称
陸上移動	携帯型	あま117
〃	〃	あま118
〃	〃	あま119
〃	〃	あま120
〃	〃	あま121
〃	〃	あま122
〃	〃	あま123
〃	〃	あま124
〃	〃	あま125
〃	〃	あま126
〃	〃	あま127
〃	〃	あま128
基地局	制御器	ぎょうせいあまじもくじ
陸上移動	車載型	あまじもくじ1
〃	〃	あまじもくじ2
〃	〃	あまじもくじ3
〃	〃	あまじもくじ4
〃	携帯型	あまじもくじ101
〃	〃	あまじもくじ102
〃	〃	あまじもくじ103
〃	〃	あまじもくじ104
〃	〃	あまじもくじ105
〃	〃	あまじもくじ106
〃	〃	あまじもくじ107
〃	〃	あまじもくじ108
〃	〃	あまじもくじ109
〃	〃	あまじもくじ110
〃	〃	あまじもくじ111
〃	〃	あまじもくじ112
〃	〃	あまじもくじ201
〃	〃	あまじもくじ202
〃	〃	あまじもくじ203
〃	〃	あまじもくじ204
〃	〃	あまじもくじ205

無線局種	無線設備	呼出名称
陸上移動	携帯型	あまじもくじ206
〃	〃	あまじもくじ207
〃	〃	あまじもくじ208
〃	〃	あまじもくじ209
〃	〃	あまじもくじ210
〃	〃	あまじもくじ211
〃	〃	あまじもくじ212
〃	〃	あまじもくじ213
〃	〃	あまじもくじ214
〃	〃	あまじもくじ301
〃	〃	あまじもくじ302
〃	〃	あまじもくじ303
〃	〃	あまじもくじ304
〃	〃	あまじもくじ305
〃	〃	あまじもくじ306
〃	〃	あまじもくじ307
〃	〃	あまじもくじ308
〃	〃	あまじもくじ309
〃	〃	あまじもくじ310
〃	〃	あまじもくじ311
〃	〃	あまじもくじ312
〃	〃	あまじもくじ313
〃	〃	あまじもくじ314
〃	〃	あまじもくじ315
〃	〃	あまじもくじ316
基地局	制御器	ぎょうせいあましっぽう
陸上移動	車載型	あましっぽう1
〃	〃	あましっぽう2
〃	〃	あましっぽう3
〃	〃	あましっぽう4
〃	〃	あましっぽう5
〃	〃	あましっぽう6
〃	〃	あましっぽう7
〃	携帯型	あましっぽう101

無線局種	無線設備	呼出名称
陸上移動	携帯型	あましっぽう102
〃	〃	あましっぽう103
〃	〃	あましっぽう104
〃	〃	あましっぽう105
〃	〃	あましっぽう106
〃	〃	あましっぽう107
〃	〃	あましっぽう108
〃	〃	あましっぽう109
〃	〃	あましっぽう110
〃	〃	あましっぽう111
〃	〃	あましっぽう112
〃	〃	あましっぽう113
〃	〃	あましっぽう114
〃	〃	あましっぽう115
〃	〃	あましっぽう116
〃	〃	あましっぽう117
〃	〃	あましっぽう118
〃	〃	あましっぽう119
〃	〃	あましっぽう120
〃	〃	あましっぽう121
〃	〃	あましっぽう122
〃	〃	あましっぽう123
〃	〃	あましっぽう124
〃	〃	あましっぽう125
〃	〃	あましっぽう126
〃	〃	あましっぽう127
〃	〃	あましっぽう128
〃	〃	あましっぽう129
〃	〃	あましっぽう130
〃	〃	あましっぽう131
〃	〃	あましっぽう132
〃	〃	あましっぽう133
〃	〃	あましっぽう134
〃	〃	あましっぽう135

3 観測施設

3-1 雨量観測所

水系名	観測所名	設置場所	管理者
日光川	あま市役所	あま市木田戌亥18番地1	あま市長
	海部東部消防組合	あま市七宝町遠島十坪119番1 海部東部消防組合消防本部	海部東部消防組合

3-2 水位観測所

水系名	河川名	観測所名	設置場所	管理者
日光川	蟹江川	木田	あま市金岩535番地先	愛知県
日光川	福田川	新居屋	あま市新居屋上権現61番地	愛知県

(注) 海部建設事務所の所管する水防テレメーター水位観測所局である。

3-3 風向・風速観測所

観測所名	設置場所	管理者
海部東部消防組合	あま市七宝町遠島十坪119番1 海部東部消防組合消防本部	海部東部消防組合

4 防災施設・設備等

4-1 指定避難所一覧

番号	避難所名	施設管理	所在地	電話番号
1	七宝保健センター	健康推進課	七宝町桂弥勒 28 番地	052-441-5665
2	美和保健センター	健康推進課	花正中之割 2 番地	052-443-3838
3	甚目寺総合福祉会館	健康推進課	西今宿馬洗 46 番地	052-444-1177
4	七宝焼 アートヴィレッジ	七宝焼 アートヴィレッジ	七宝町遠島十三割 2000 番地	052-443-7588
5	七宝公民館	生涯学習課	七宝町安松小新田 2337	052-444-2511
6	七宝総合体育館	生涯学習課	七宝町伊福宮東 3 番地 1	052-441-5001
7	人権ふれあいセンター	人権推進課 (担当係のみ)	西今宿平割二 32 番地	052-444-5393
8	美和情報ふれあいセンター	企画政策課	木田丁子ノ口 6 番地 1	052-444-1712
9	篠田防災コミュニティセンター	企画政策課	篠田三丁目 51 番地	052-444-1712
10	下萱津コミュニティ防災センター	企画政策課 (下萱津コミュニティ協議会指定管理)	下萱津山伏 8 番地	052-443-0019
11	上萱津コミュニティ防災センター	企画政策課 (上萱津コミュニティ協議会指定管理)	上萱津上野 87 番地	052-449-7450
12	坂牧コミュニティ防災センター	企画政策課 (坂牧コミュニティ協議会指定管理)	坂牧阿原 25 番地	052-445-9300
13	甚目寺南防災センター	安全安心課 (甚目寺区指定管理)	甚目寺須原 20 番地	052-446-4400
14	新居屋防災センター	安全安心課 (新居屋区指定管理)	新居屋江上田 14 番地 28	052-445-5360
15	七宝小学校	学校教育課	七宝町桂角田 1777 番地	052-444-2035
16	宝小学校	学校教育課	七宝町遠島大切戸 1296 番地	052-444-8294

番号	避難所名	施設管理	所在地	電話番号
17	伊福小学校	学校教育課	七宝町伊福河原 28 番地	052-444-8297
18	秋竹小学校	学校教育課	七宝町秋竹中道 358 番地	052-442-8553
19	美和小学校	学校教育課	木田小島 55 番地	052-444-1047
20	正則小学校	学校教育課	二ツ寺三本松 46 番地	052-444-1073
21	篠田小学校	学校教育課	篠田十王堂 59 番地	052-444-1059
22	美和東小学校	学校教育課	木折寺田 1 番地 3	052-441-8577
23	甚目寺小学校	学校教育課	甚目寺寺西 40 番地	052-444-0040
24	甚目寺東小学校	学校教育課	西今宿六反割 60 番地 1	052-441-4493
25	甚目寺南小学校	学校教育課	中萱津西ノ川 40 番地	052-442-4717
26	甚目寺西小学校	学校教育課	新居屋三反通 11 番地	052-443-0024
27	七宝中学校	学校教育課	七宝町川部山王 4 番地	052-444-2051
28	七宝北中学校	学校教育課	七宝町遠島十坪 117 番地	052-441-7700
29	美和中学校	学校教育課	木田丁子ノ口 1 番地	052-444-1026
30	甚目寺中学校	学校教育課	甚目寺二伴田 76 番地	052-444-0074
31	甚目寺南中学校	学校教育課	本郷八尻 6 番地	052-443-1511
32	美和文化会館	生涯学習課	花正地先 1 番地 1	052-449-1070
33	甚目寺総合体育館	生涯学習課	西今宿馬洗 56 番地	052-443-8151
34	甚目寺公民館	生涯学習課	甚目寺二伴田 65 番地	052-444-1621

番号	避難所名	施設管理	所在地	電話番号
35	美和児童館	子育て支援課	木田五反田 124 番地 1	052-443-5454
36	甚目寺北児童館（森憩の家）	子育て支援課	森二丁目 6 番地 2	052-445-1367
37	甚目寺南児童館（本郷憩の家）	子育て支援課	本郷柿ノ木 92	052-443-1753
38	甚目寺西児童館（新居屋憩の家）	子育て支援課	新居屋東高田 58 番地	052-442-0083
39	甚目寺老人福祉センター	人権推進課	西今宿平割二 25 番地	052-443-2033
40	甚目寺会館	商工会（指定管理） 又は産業振興課	甚目寺東大門 8 番地	052-443-1400
41	コミュニティプラザ萱津	五条広域事務組合（指定管理） 又は環境衛生課	中萱津法慶寺 24 番地	052-449-2711

4-2 医療機関一覧

医療機関名	所在地	電話
あま市民病院	甚目寺山之浦148	444-0050
好生館病院	上萱津西ノ川8	444-3188
七宝病院	七宝町下田矢倉下1432	443-7800
浅井外科	七宝町沖之島九之坪44	441-8002
あすかクリニック	七宝町沖之島西流36	449-1681
安藤クリニック	中萱津道場98	444-1508
伊東医院	二ツ寺屋敷171	444-1033
伊藤医院	甚目寺五位田167	441-2408
岩間クリニック	花正柳坪39	442-7030
栄生堂医院	七宝町秋竹三角572	444-2008
おおさわ眼科	花正五反田41-2	445-4777
おち耳鼻咽喉科	森山弁才天72-4	443-3080
小野クリニック	小路3-9-6	445-2221
加藤医院	七宝町川部折戸11	441-5557
眼科池田クリニック	坂牧坂塩150	449-0077
神田皮フ科	甚目寺桜田48-2	442-3129
小林クリニック	上萱津深見5	444-4500
後藤医院	七宝町伊福河原140	444-2133
小西整形外科	七宝町下田折場976-1	875-7178
近藤内科クリニック	七宝町沖之島高畑105	444-0016
近藤療院	二ツ寺屋敷27	444-1002
近藤療院 六町クリニック	二ツ寺六町3	443-7145
さとう耳鼻咽喉科クリニック	七宝町安松8-115-1	441-3456
しげやす内科クリニック	篠田稻荷46	449-5550
杉村医院	本郷花ノ木39	443-1331
角田内科医院	七宝町遠島鳥居先183-88	444-0970
たかぎクリニック	二ツ寺六町74-1	444-3214
たなか耳鼻咽喉科	小路3-10-5	875-8945
富田レディースクリニック	中萱津南ノ川66	441-5811
長谷川医院	甚目寺市場78	444-2820

医療機関名	所在地	電話
はだめ皮ふ科	森山弁才天84-4	445-1661
原クリニック	森4-2-2	441-1117
フジノ内科	木田飛江ノ見70-1	441-2713
マスブン医院	甚目寺松山45	445-3037
水野内科	七宝町桂築込6	441-7788
宮地クリニック	篠田小塚48	444-1064
村上医院	七宝町徳実郷53-2	443-7771
望月内科	丹波深田48	443-3320
もりや整形外科	新居屋辻畑49	445-3711
山岸内科クリニック	蜂須賀下五反地533	443-4891
横井ことぶきクリニック	坂牧北浦102	441-1555
吉岡外科	七宝町鷹居7-49	441-5211
わたり整形外科	甚目寺権現79-1	449-6699

4-3 主食等の備蓄状況

H24.3.31現在

品目	数量
乾パン	<u>25,032</u> 食
アルファ米	<u>72,800</u> 食
クラッカー	<u>3,640</u> 食
<u>カロリーメイト</u>	<u>2,400</u> 食

4-4 給水用資機材保有状況

資機材 団体	積載用 給水タンク 1.0t	ポリエチレン 容器		ビニール袋 (非常用飲料水袋)		ろ水機 (1.3m ³ /h)	組立水槽
		20ℓ	10ℓ	10ℓ	6ℓ		
あま市	4基	150個	50個	<u>4,934</u> 枚	<u>6,000</u> 枚	7台	11個

4-5 海部東部消防組合所有の救出用資機材一覧

種 類	名 称	数	備 考
一般救助用器具	かぎ付きはしご	7	
	金属製折りたたみ梯子又はワイヤー梯子	1	
	救命索発射銃	2	
	平坦架	4	
	三連梯子	5	
	空気式救助マット	2	
	サバイバースリング又は救命用縛隊	<u>4</u>	
重量物排除用器具	油圧ジャッキ	2	
	可搬ウインチ	6	
	大型油圧スプレッダー	2	
	チェンブロック	1	
	油圧スプレッダー	2	
	マンホール救助器具	1	
	マット型空気ジャッキ	2	
切断用器具	油圧切断機	2	
	ガス溶断器	2	
	鉄線カッター	12	
	大型油圧切断機	2	
	コンクリート・鉄筋切断用チェーンソー	1	
	エンジンカッター	2	
	チェーンソー	1	
	空気鋸	2	
	空気切断機	2	
	破壊用器具	万能斧	<u>13</u>
携帯用コンクリート破壊器具		4	
ハンマドリル		1	
ハンマー		<u>14</u>	
削岩機		<u>1</u>	
検知・測定用器具	有毒ガス測定器	2	
	可燃性ガス測定器	4	
	酸素濃度測定器	4	
呼吸保護用器具	空気呼吸器	<u>50</u>	
	酸素呼吸器	1	
	防塵マスク	37	
	空気用補充用ボンベ	<u>120</u>	
	簡易呼吸器	5	

種 類	名 称	数	備 考
	送排風機	2	
隊員用保護器具	耐電手袋	17	
	耐電ズボン	9	
	防塵メガネ	<u>29</u>	
	防毒マスク	<u>22</u>	
	陽圧式化学防護服	5	
	耐電衣	9	
	耐電長靴	16	
	携帯警報器	10	
	化学防護服（陽圧式化学防護服を除く）	5	
	耐熱服	2	
除染用器具	除染シャワー	1	
	除染剤散布器	2	
水難救助用器具	潜水器具	<u>7</u>	
	水中投光器	7	
	浮標	<u>3</u>	
	船外機	2	
	水中無線機	<u>1</u>	
	救命胴衣	<u>47</u>	
	救命浮環	<u>10</u>	
	救命ボート	<u>7</u>	
	水中時計	<u>5</u>	
山岳救助用器具	バスケット型担架	3	
検索用器具	簡易画像探索機	1	
高度救助用器具	熱画像直視装置	1	
その他の救助用器具	投光器	<u>8</u>	
	携帯拡声器	<u>19</u>	
	応急処置用セット	<u>2</u>	
	緩降機	2	
	救助用降下機	1	
	携帯無線機	21	
	車両移動器具	1	
	ロープ登降機	2	
	発電機	<u>11</u>	

4-6 防疫用資機材の保有状況

動力噴霧器（三兼機）	1台
動力噴霧器	4台
電動噴霧器	1台
背負式噴霧器	1台

4-7 災害時要援護者関連施設一覧

施設名称	所在地	電話番号
浅井外科	七宝町沖之島九ノ坪 44	441-8002
浅井外科デイケアセンター	七宝町沖之島九ノ坪 47	441-8641
グループホーム七宝	七宝町下田江西 66-2	443-5501
社会福祉法人七宝福祉会七宝保育園	七宝町秋竹四町田 817-1	442-0450
社会福祉法人七宝福祉会七宝南部保育園	七宝町鯉橋 1丁目 27	442-8126
学校法人宝学園中川幼稚園	七宝町伊福隅田 56	442-0170
学校法人西学園青山幼稚園	七宝町沖之島五反田 28-1	442-3488
あま市七宝高齢者生きがい活動センター	七宝町桂弥勒 28	443-5078
あま市七宝福祉作業所	七宝町桂弥勒 28	441-6011
あま市七宝総合福祉センター	七宝町桂弥勒 28	441-1681
医療法人宝会七宝園	七宝町下田矢倉下 1432	445-5411
医療法人宝会七宝病院	七宝町下田矢倉下 1432	443-7800
あま市立七宝北部保育園	七宝町安松七丁目 8	441-0644
学校法人福寿学園七宝幼稚園	七宝町安松八丁目 92	444-4744
学校法人福寿学園ひかり保育園	七宝町安松上屋敷 1998	449-6888
あま市立七宝児童館	七宝町安松壺本木 2416-2	442-2550
ヴィエールひだまり	乙之子楠島 30-1	445-3147
美和保育園	金岩枝村 36	444-1131
学校法人長沢学園木田幼稚園	木田宮東 10	442-0180
あま市立篠田保育園	篠田三丁目 52	443-0656
学校法人明和学園明和幼稚園	中橋宮前 18	442-0301
あま市美和総合福祉センターすみれの里	花正中之割 13-1	446-0611

施設名称	所在地	電話番号
あま市美和ひまわり作業所	花正中之割 13-1	443-0294
あすなるディサービスセンター	上萱津佐渡 37	445-8476
グループホームやすらぎの家	坂牧向江 70	449-6316
あま市くすのきの家	甚目寺稻荷新田 20	446-0453
たんぼぼデイサービス甚目寺	本郷郷前 9	462-0765
あま市立大花保育園	上萱津銭神 65-1	443-0811
医療法人和合会好生館病院	上萱津西ノ川 8	444-3188
あま市くすのきの家西館	甚目寺稻荷新田 37-1	445-1365
ニッケデイサービスセンター銀羊苑甚目寺	甚目寺権現 97-2	449-2871
あま市立昭和保育園	甚目寺二伴田 76	444-5199
あま市立聖徳保育園	甚目寺東大門 43	444-7731
あま市民病院	甚目寺山之浦 148	444-0050
あま市立萱津保育園	中萱津南宿 208	442-1884
あま市立新居屋保育園	新居屋東高田 50	442-1883
あま市立甚目寺西児童館	新居屋東高田 58	442-0083
あま市甚目寺総合福祉会館	西今宿馬洗 46	444-1177
あま市甚目寺老人福祉センター	西今宿平割二 25	443-2033
あま市人権ふれあいセンター	西今宿平割二 32	444-5393
学校法人愛知石川学園甚目寺幼稚園	西今宿山伏壱 16	444-0572
あま市立五条保育園	西今宿六反地四 12	441-5995
あま市立甚目寺南児童館	本郷柿ノ木 92	443-1753
あま市甚目寺北児童館	森二丁目 6-2	445-1367

5 消防関係

5-1 あま市消防団の構成及び分団の担当区域

区分	区域	団長	副団長	方面隊長	分団長	副分団長	班長	団員	計
団本部		1	6	—	—	—	—	—	7
東方面隊	第1分団	基目寺	—	(1)	1	1	3	20	25
	第2分団	本郷・坂牧	—		1	1	3	20	25
	第3分団	下萱津、中萱津、 上萱津	—		1	1	3	20	25
	第4分団	栄、西今宿	—		1	1	3	20	25
北方面隊	第5分団	森、方領、 石作、小路	—	(1)	1	1	3	20	25
	第6分団	新居屋	—		1	1	3	20	25
	第7分団	二ツ寺、東溝口、 花長、富塚、古道	—		1	1	3	20	25
西方面隊	第8分団	花正、木折、金岩、 木田	—	(1)	1	1	3	20	25
	第9分団	森山、中橋、丹波、 蜂須賀	—		1	1	3	20	25
	第10分団	篠田、北苅、 小橋方、乙之子	—		1	1	3	20	25
	第11分団	沖之島、遠島、 安松、秋竹	—		1	1	3	20	25
南方面隊	第12分団	桂、下田、川部	—	(1)	1	1	3	20	25
	第13分団	伊福、下之森、徳実	—		1	1	3	20	25
	第14分団	鷹居、鯉橋	—		1	1	3	20	25
合計		1	6	(4)	14	14	42	280	357

備考 方面隊長は、副団長が兼ねるため、内数を記載する。

5-2 海部東部消防組合保有の消防力及び消防水利の現況

1 消防ポンプ自動車等現有数

平成24年2月1日現在

種 類	数量	種 類	数量
消防吏員数	130人	指 揮 車	1台
普通消防ポンプ自動車 (B 1 以上)	3台	救助工作車	1台
水槽付消防ポンプ自動車 (B 1 以上)	3台	広 報 車	4台
はしご付消防ポンプ自動車 (15m以上)	1台	資器材搬送車	1台
はしご付消防自動車 (30m以上)	1台	人員搬送車	1台
化 学 車	1台	水 槽 車	1台
救急自動車	4台	泡消火薬剤 (合成界面活性剤 3%型)	854ℓ

2 消防水利の現況

平成23年4月 1 日現在

種 類	消 火 栓	防火水槽 (20~100m ³ 未満)	プ ール
数 量	1,285か所	226か所	21か所

(注) 消防水利は、あま市内に所在するもののみの数である。

5-3 あま市消防団保有の消防力

平成24年4月1日現在

分 団 数	団 員 数	広 報 車	小型動力ポンプ	小型動力ポンプ 積 載 車	小型動力ポンプ 軽消防車
14分団	357人	2台	14台	14台	1台

5-4 海部東部消防組合保有の舟艇

折 畳 式 舟 艇	F R P 製 舟 艇	船 外 機	ゴ ム ボ ー ト
2	1	3	3

5-5 危険物施設数一覧

平成23年3月31日現在

区 分		数量
製 造 所		6
貯蔵所	屋内貯蔵所	32
	屋外タンク貯蔵所	11
	屋内タンク貯蔵所	11
	地下タンク貯蔵所	18
	簡易タンク貯蔵所	1
	移動タンク貯蔵所	6
	屋外貯蔵所	4
取扱所	給油取扱所・営業所	15
	給油取扱所・自家用	12
	販売取扱所・第1種	1
	一般取扱所	12
合 計		129

(海部東部消防組合「消防年報」[\(平成22年版\)](#))

5-6 毒物・劇物貯蔵・取扱所数一覧

平成23年3月31日現在

区 分	数量
少量危険物貯蔵取扱所	250
指定可燃物貯蔵取扱所	77
毒物・劇物貯蔵取扱所	19

(海部東部消防組合「消防年報」[\(平成22年版\)](#))

6 水防関係

6-1 水防資機材備蓄状況

設 置 場 所		あ ま 市						
		七 宝	七宝第二	美 和	花 正	篠 田	甚 目 寺	
倉 庫 名		七 宝	七宝第二	美 和	花 正	篠 田	甚 目 寺	
主要資材	杭木（4 m 以上）（本）	230		200			30	
	杭木（3 m 以下）（本）	鋼 ₄₀ 600	鋼 ₅₀	620	鋼 ₅₀ 200	鋼 ₁₀₀	鋼 ₄₀ 600	
	麻 袋（枚）							
	か ま す（枚）							
	縄（kg）	99	13.5	99	27	13.5	99	
	鉄 線（kg）	149.6	16.3	148	81.5	16.3	128	
	ビ ニ ー ル 袋（枚）	74,650	10,000	65,800	25,000	10,000	75,900	
	ビ ニ ー ル シ ー ト（本）	7	3	8	10	3	8	
主要器材	た こ づ ち（丁）	20	5	13	10	5	10	
	掛 矢（丁）	25	5	35	5	5	25	
	ス コ ッ プ（丁）	75	30	85	25	30	93	
	鋸（丁）	11	5	6	10	5	11	
	お の（丁）	15	5	5		5	5	
	ベ ン チ（丁）	6	3	6	5	3	6	
	ハ ン マ ー（丁）	3	3	3	3	3	3	
	大 ハ ン マ ー（丁）	14	10	14	15	10	14	
	シ ノ（丁）	20	3	10	3	3	3	
	鎌（丁）	25	5	25	10	5	25	
	命 綱（本）	(25) 3		(25) 3			(25) 3	
	一 輪 車（台）	7	5	6	4	5	7	
	手 か ぎ（丁）							
	ク リ ッ パ ー（丁）	10	5	9	15	5	4	
	な わ 通 し（丁）	5		5	8		5	
	な た（丁）	12		10	5		10	
	ツ ル ハ シ（丁）	5	5	20	5	5	5	
	み（丁）	19	20	20	20	20	20	
	か つ ぎ 棒（本）	6		6			6	
	も つ こ（枚）	6		6			6	
	は し ご（基）	4	1	2	2	1	3	
	投 光 器（台）	5		4	1		4	
発 電 機（台）	5		3	1		3		

設 置 場 所		あ ま 市					
倉 庫 名		七 宝	七宝第二	美 和	花 正	篠 田	甚 目 寺
	ト ラ ン シ ー バ ー (台)	(10)		(4)			
	電 気 メ ガ ホ ン (台)	(5)		(2)			
	警 告 灯 (個)	20		20			20
	強 カ ラ イ ト (個)	(15) 3 0		(25) 3 0			(14) 3 0
	キ ャ ッ プ ラ イ ト (個)	(20)		(10) 2 0			(10)
	救 命 衣 (着)	15		(10) 3 0			(10) 2 0
	保 安 帽 (個)	(56)		(56)			(27)
	電 気 コ ー ド (本)	5		(2) 7			3
	舟 艇 (隻)	1		2			(1) 1
	船 外 機 (台)	1		2			1
	小 型 排 水 ポ ン プ (台)	5		3	1		5
	チ ェ ン ソ ー (台)	4		3	2		3
	ゴ ム ボ ー ト (隻)	1		(2)			(2) 1

注 () 内はその市の保管

6-2 各予警報の基準地点等

(1) 国土交通大臣が指定した洪水予報河川

河川名	基準地点	所在地	水防団 待機水位 (指定水位) m	はん濫 注意水位 (警戒水位) m	避難判断 水位 m	はん濫 危険水位 m
木曾川	木曾成戸	岐阜県海津市海津町成戸 (右岸24.0k)	4.40	5.80	6.40	6.60
庄内川	枇杷島	愛知県清須市西枇杷島町小田井 (右岸15.7k)	4.60	5.60	7.50	7.80

(2) 知事が指定した洪水予報河川

河川名	基準地点	所在地	水防団 待機水位 (通報水位) m	はん濫 注意水位 (警戒水位) m	避難判断 水位 m	はん濫 危険水位 m
新川	水場川外 水位	清須市阿原町 (右岸16.0km)	2.00	3.00	4.40	5.20
日光川	戸 苅	一宮市萩原町築込字西古川1番地 (左岸名鉄尾西線上流170m)	1.50	2.10	2.90	3.50
	古 瀬	愛西市古瀬町村前14番地先 (左岸名鉄津島線下流500m)	<u>0.90</u>	<u>1.30</u>	<u>1.60</u>	<u>1.90</u>

(3) 国土交通大臣が水防警報を行う河川

河川名	観測 所名	所在地 (位置)	水防団 待機水位 (通報水位)	はん濫 注意水位 (警戒水位)	出動 水位	計画高 水位	堤防高 上:左岸 下:右岸	発令者 (量水標 管理者)	対象団体
木曾川	木曾 成戸	岐阜県海津市海津町成戸 (右岸24.0km付近)	4.40	5.80	6.40	8.95	11.4 9.3	木曾川 下流河 川事務 所長	海部地区水 防事務組合
	葛木	愛西市葛木町 (左岸18.3km付近)	5.00	6.40	6.90	9.89	10.8 11.9		
	弥富	弥富市小島町 (左岸8.8km付近)	3.90	4.70	5.10	7.24	8.9 7.9		
庄内川	枇杷 島	清須市西枇杷島町小田井 (右岸15.7km付近)	4.60	5.60	6.30	9.08	11.08 10.72	庄内川 河川事 務所長	名古屋市・清須 市・海部地区水 防事務組合

(4) 知事が水防警報を行う河川

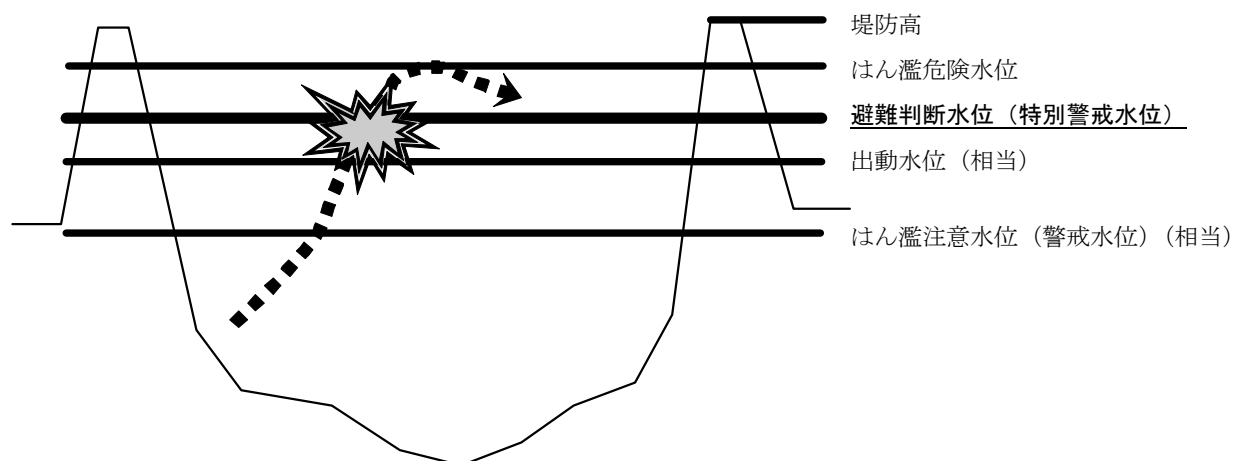
河川名	観測所名	所在地 (位置)	水防団待機水位 (通報水位)	はん濫注意水位 (警戒水位)	出動水位	はん濫危険水位	堤防高上:左岸下:右岸	発令者 (量水標管理者)	対象団体
新川	水場川外水位	清須市阿原 (右岸16.00km付近)	T.P. 2.00	T.P. 3.00	T.P. 3.90	T.P. 5.20	T.P. 6.24 6.28	尾張建設事務所 所長	海部地区水防事務組合・名古屋市・清須市・北名古屋市・豊山町・大治町・あま市
日光川	戸荻	一宮市萩原町築込 (左岸名鉄尾西線上流170m)	T.P. 1.50	T.P. 2.10	T.P. 2.60	T.P. 3.50	T.P. 4.40 4.49	一宮建設事務所 所長	愛知県尾張水害予防組合・海部地区水防事務組合・名古屋市
	古瀬	愛西市古瀬町 (左岸名鉄津島線下流500m)	<u>T.P.</u> <u>0.90</u>	<u>T.P.</u> <u>1.30</u>	<u>T.P.</u> <u>1.50</u>	<u>T.P.</u> <u>1.90</u>	T.P. 3.20 3.04	海部建設事務所 所長	

(5) 知事が指定した水位情報周知を行う河川

河川名	観測所名	基準水位 (m)					発表者
		水防団待機 (通報)	はん濫注意 (警戒)	出動	避難判断 (特別警戒)	はん濫危険 (危険)	
五条川	春日 (左岸6.40km付近)	T.P. (3.10)	T.P. (3.90)	T.P. (4.60)	T.P. 4.90	T.P. 5.40	尾張建設事務所 所長
五条川 (上流)	曾野 (右岸13.7km付近)	(1.80)	(2.60)	(3.20)	3.70	4.15	一宮建設事務所 所長
蟹江川	木田 (左岸9.81km付近)	T.P. (0.50)	T.P. (0.90)	T.P. (1.20)	T.P. 1.30	T.P. 1.60	海部建設事務所 所長
福田川	新居屋 (右岸10.0km付近)	T.P. (-0.25)	T.P. (0.25)	T.P. (0.60)	T.P. 0.60	T.P. 1.05	海部建設事務所 所長

水防警報河川の指定をしていない河川の水防団待機水位 (通報水位)、はん濫注意水位 (警戒水位)、出動水位については、参考水位のため、() 書きとしている。

避難判断水位 (特別警戒水位) のイメージ



6-3 重要水防箇所一覧

(1) 庄内川水系（庄内川河川事務所）

河川名	位置	左右	地名	延長 (m)	種別	重要度	摘要 (水防工法)
庄内川	11.4k +160m ~11.6k +150m	右	あま市下萱津	160	堤防高	B	暫定堤防、河積不足（積土のう工）
庄内川	11.6k +150m ~11.8k	右	あま市下萱津	50	堤防高	B	河積不足（積土のう工）
庄内川	11.6k +150m ~11.8k +20m	右	あま市下萱津	60	堤防断面	B	断面不足（シート張り工）
庄内川	11.8k ~11.8k +80m	右	あま市下萱津	80	堤防高	B	暫定堤防、河積不足（積土のう工）
庄内川	11.8k +80m ~14.0k	右	あま市下萱津	2,200	堤防高	B	河積不足（積土のう工）
<u>庄内川</u>	<u>11.2k +40m</u>	<u>右</u>	<u>あま市下萱津</u>		<u>工作物</u>	<u>A</u>	<u>桁下不足（大治水管橋）</u>
<u>庄内川</u>	<u>11.8k +50m</u>	<u>右</u>	<u>あま市下萱津</u>		<u>工作物</u>	<u>A</u>	<u>桁下不足（豊公橋）</u>

(2) 尾張建設事務所管内

河川名	位置	左右	地名	延長 (m)	種別	重要度	選定理由	摘要 (水防工法)
五条川	1.6k ~ 1.6k	右	あま市上萱津 (名鉄津島線橋梁)	85	工事施工	B	工事中	(積土のう工)

(3) 海部建設事務所管内

河川名	位置	左右	地名	延長 (m)	種別	重要度	選定理由	摘要 (水防工法)
福田川	9.7k +20m ~9.8k+30m	右	あま市新居屋 (水管橋上流)	110	堤防高	B	堤防高不足	(積土のう工)
福田川	9.7k +22m	左右	あま市新居屋江上田 (名古屋水管橋)	1箇所	工作物	A	疎通能力不足	(積土のう工)
福田川	10.2k +8m	左右	あま市新居屋 (名鉄鉄道橋)	1箇所	工作物	A	疎通能力不足	(積土のう工)
蟹江川	5.3k +13m	左右	あま市七宝町鷹居江向(鷹居橋)	1箇所	工作物	A	疎通能力不足	(積土のう工)
蟹江川	9.2k +45m	左右	あま市篠田堤添 (篠田橋)	1箇所	工作物	A	疎通能力不足	(積土のう工)
蟹江川	9.8k +30m ~9.8m+90m	右	あま市木田東江西下	60	堤防断面	B	堤防断面不足	(積土のう工)
蟹江川	9.9k	左右	あま市金岩前浪 (名鉄橋)	1箇所	工作物	A	疎通能力不足	(積土のう工)

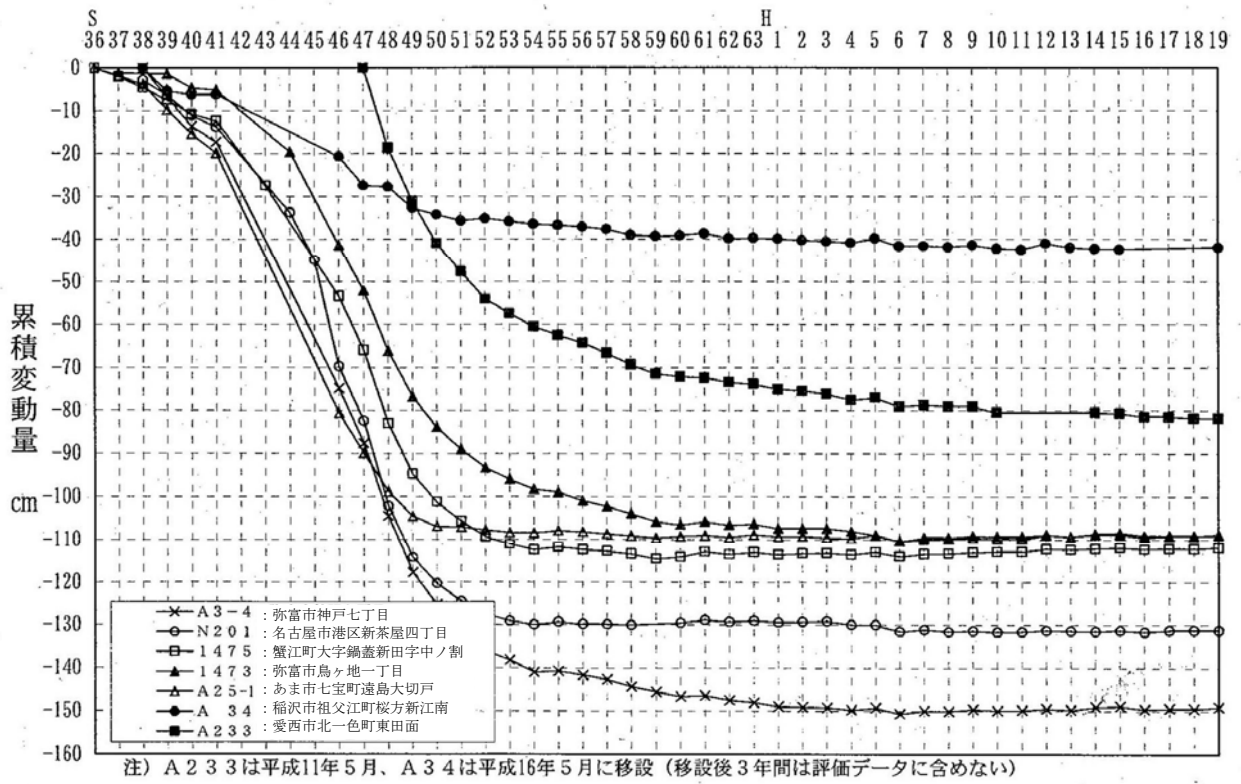
萱津用水	10.8k +50m ~12.9k	左	あま市上萱津、中萱津、下萱津地内	2,050		B	越水、漏水	積土のう工月の輸工
萱津用水	10.8k +50m ~12.9k	右	あま市上萱津、中萱津、下萱津地内	2,050		B	越水、漏水	積土のう工月の輸工

6-4 水防上重要な水こう門一覧

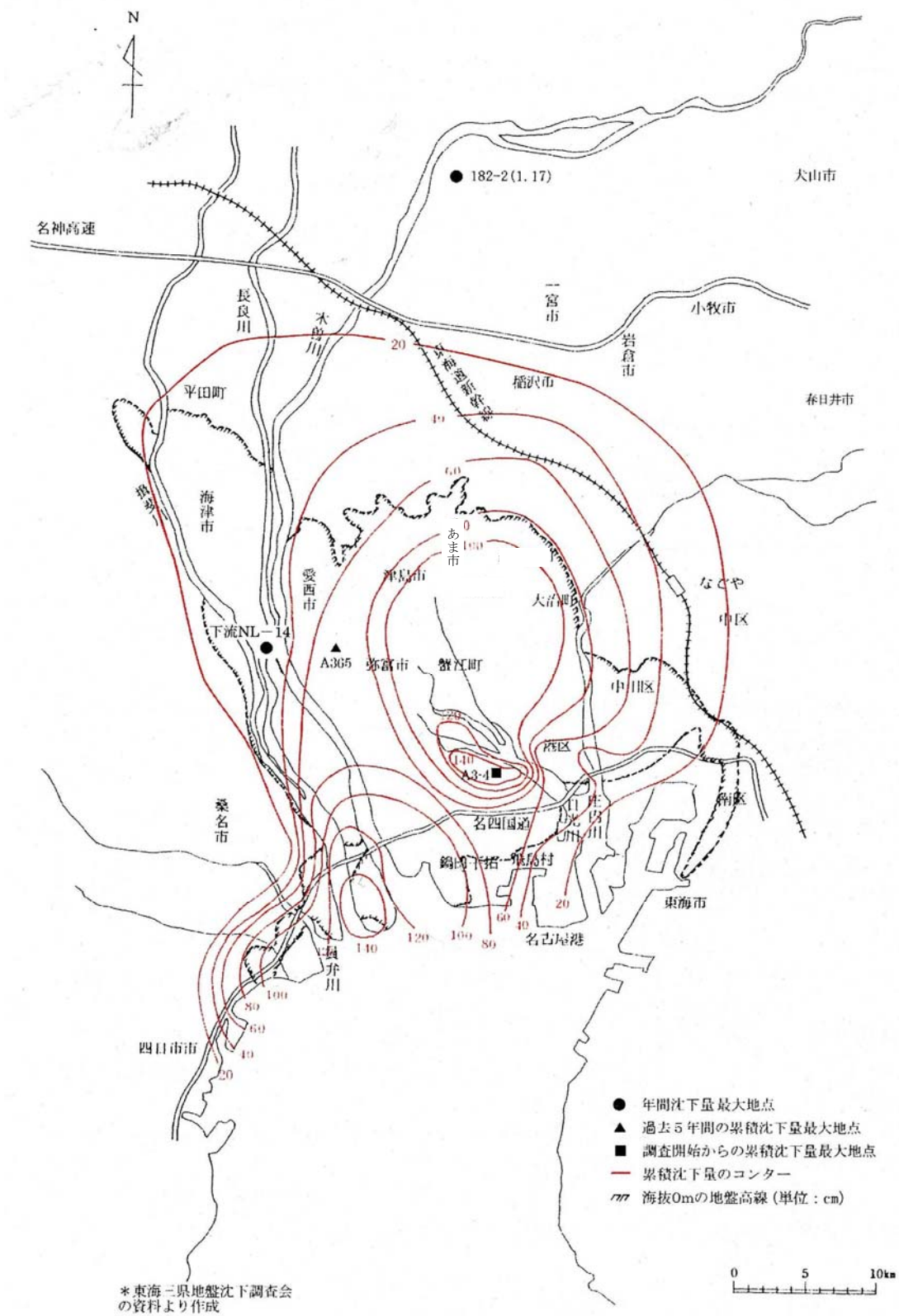
河川名	名称	所在地	構造	管理者
蟹江川	木田排水機場	木田東新五領	<u>φ700mm×80KW×2台</u> φ300mm×15KW×1台 <u>1.70m³/s</u>	木田排水機組合
	篠田第2排水機場	篠田棚田	φ1000mm×110KW×1台 φ1350mm×230KW×2台 10.7m ³ /s	篠田悪水土地改良区
	篠田立切	篠田	コンクリート造	宮田用水土地改良区
	篠田排水機場	篠田森南	φ1000mm×90KW×1台 φ1650mm×280KW×1台 φ1650mm×390PS×1台 φ350mm×22KW×2台 14.39m ³ /s	篠田悪水土地改良区
目比川	花ノ木排水機場	蜂須賀花木前	φ450mm×22KW×1台 φ250mm×7.5KW×1台 0.41m ³ /s	蜂須賀排水機組合
	<u>蜂須賀排水機場</u>	蜂須賀新道	<u>φ600mm×30KW×1台</u> <u>φ800mm×70PS×1台</u> <u>1.90m³/s</u>	蜂須賀排水機組合
五条川	法界門立切	上萱津	鉄筋コンクリート電動巻上	宮田用水土地改良区
	梶村ポンプ場	西今宿	φ600mm×50KW×2台 1.3m ³ /s φ800mm×100KW×2台 2.7m ³ /s	あま市
	中萱津排水機場	中萱津	φ400mm×22KW×1台 0.33m ³ /s	あま市
	上萱津排水機場	上萱津	φ500mm×37KW×1台 0.50m ³ /s	あま市
福田川	甚目寺第2排水機場	<u>甚目寺</u> 稲荷新田	φ700mm×30KW×1台 0.85m ³ /s φ1100mm×90KW×1台 2.5m ³ /s	福田川排水対策協議会
	甚目寺第1排水機場	新居屋江上田	φ800mm×37KW×1台 1.2m ³ /s φ500mm×18.5KW×1台 0.5m ³ /s	福田川排水対策協議会
	甚目寺第3排水機場	新居屋三反通	φ900mm×80PS×1台 1.75m ³ /s	福田川排水対策協議会
	新居屋排水機場	新居屋三反通	φ400mm×22KW×1台 0.33m ³ /s	あま市

河川名	名称	所在地	構造	管理者
福田川	小路調整池排水機場	小路三丁目	φ 400mm×22KW×1台 0.30m ³ /s	あま市
	久淵排水機場	新居屋久淵郷	φ 300mm×22KW×1台 0.23m ³ /s	あま市
	新居屋橋排水機場	新居屋	φ 200mm×7.5KW 0.075m ³ /s	あま市
新川	萱津排水機場	下萱津蓮池	φ 600mm×80KW×2台 1.6m ³ /s	福田川排水対策協議会
萱津用水	下萱津(一)排水機場	下萱津銀杏木	φ 350mm×7.5KW×1台 0.175m ³ /s	あま市
	下萱津(二)排水機場	下萱津蓮池	φ 300mm×11KW×1台 0.17m ³ /s	あま市
	池端排水機場	下萱津宝	φ 200mm×15KW×1台 0.112m ³ /s	あま市
福田川	土吐川排水機場	七宝町沖之島	φ 1000mm×85kw×2台 5.0m ³ /s	福田川排水対策協議会
福田川	沖之島立切	七宝町沖之島	鉄筋コンクリート鉄扉電動 巻上2門	福田川排水対策協議会
蟹江川	神尾排水機場	七宝町鷹居7丁目	φ 600mm×37kw×1台 0.65m ³ /s	蟹江大濰悪水土地改良区
蟹江川	鷹居排水機場	七宝町鯉橋一丁目	φ 1000mm×110kw×1台 φ 700mm×55kw×1台 2.96m ³ /s	宝南悪水土地改良区
蟹江川	小切戸排水機場	蟹江町大字須成字東河原地先	φ 1200mm×160ps×1台 φ 700mm×37kw×1台 φ 400mm×19kw×1台 4.61m ³ /s	小切戸湛水防除事業協議会
蟹江川	小切戸第二排水機場	七宝町鯉橋四丁目	φ 600mm×37kw×1台 φ 1000mm×110kw×1台 3.0m ³ /s	小切戸湛水防除事業協議会
蟹江川	鯉橋排水機場	七宝町鯉橋四丁目	φ 700mm×45kw×2台 φ 400mm×22kw×1台 2.14m ³ /s	宝南悪水土地改良区
蟹江川	四ヶ村排水機場	七宝町川部北ノ町	φ 700mm×60kw×1台 0.92m ³ /s	宝南悪水土地改良区
蟹江川	小切戸樋門	七宝町鯉橋	鉄筋コンクリート造、鉄扉 電動巻上1門、鉄扉手動巻 上1門	小切戸湛水防除事業協議会
小切戸川	秋竹排水機場	七宝町秋竹西屋敷	φ 400mm×15kw×1台 φ 500mm×30kw×1台 0.91m ³ /s	秋竹排水機組合
小切戸川	川部立切	七宝町川部	鉄筋コンクリート造、 鉄扉電動巻上	小切戸用悪水土地改良区

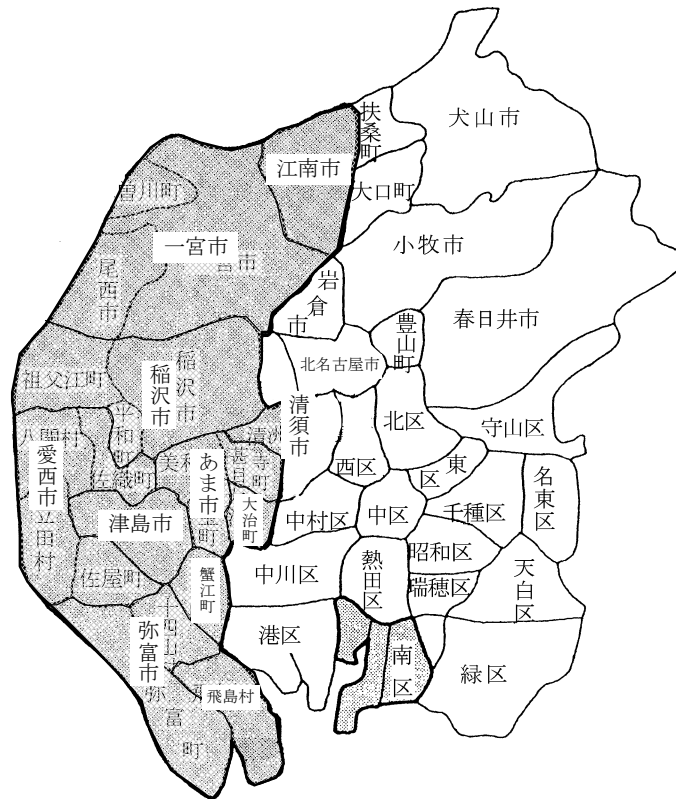
6-5 主要な水準点の調査開始からの累積変動状況（尾張地域）



6-6 尾張地域の累積沈下量の状況 (昭和36年~平成19年)



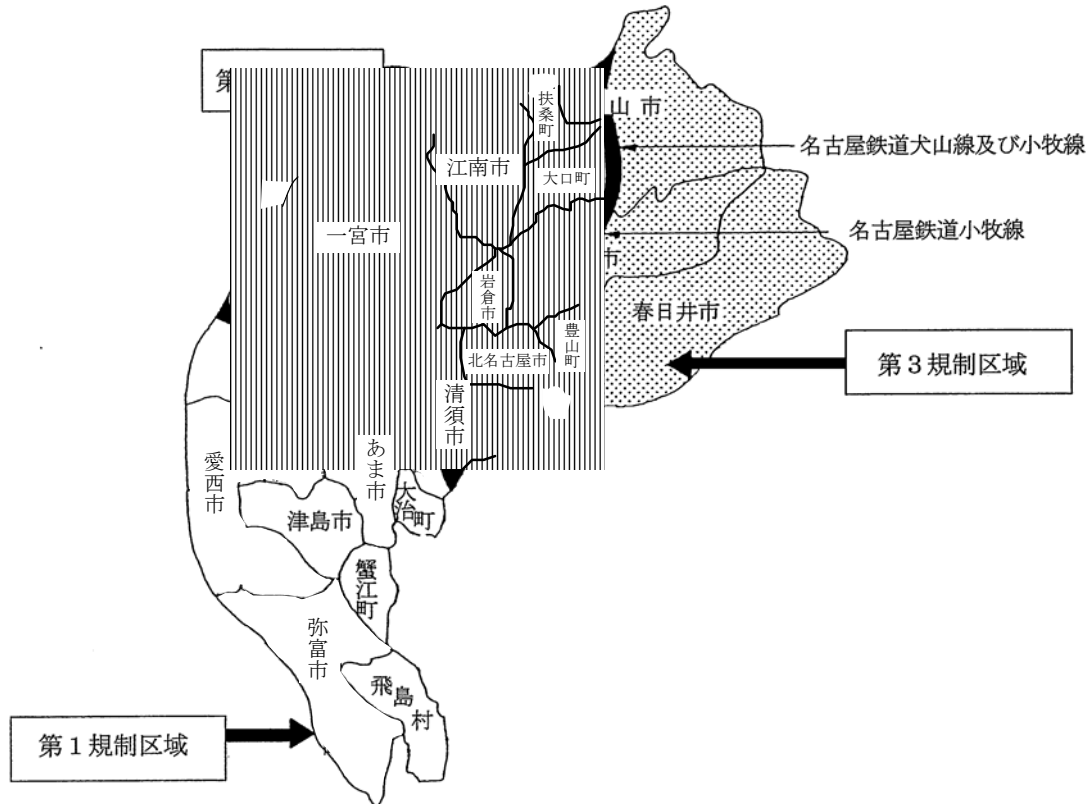
6-7 工業用水法に基づく揚水規制地域



指 定 地 域		揚水機の排出口の断面面積 (cm ²)	ストレーナーの位置 (地表面下 m)	
名古屋 市	(イ)	南区・港区 (堀川以西の地域及び潮見町を除く)	46以下	80以深
			46を超えるもの	300 "
	(ロ)	(イ) に掲げる 地域以外の地域	46以下	90 "
			46を超えるもの	180 "
一宮市をはじめ尾張西部 11 市町村		19以下	10以浅又は 2,000以深	

(注) ストレーナーとは、井戸の側管（ケーシング管）に設けた地下水の吸入口をいい、ストレーナーの位置は、地表面からストレーナーまでの深さをいう。

6-8 県民の生活環境の保全等に関する条例に基づく揚水規制区域図



許可の基準（新設揚水設備の場合）

1	ストレーナーの位置	地表面10m以浅であること
2	揚水機の排出口の断面積	19cm ² （径4.91cm）以下であること
3	揚水機の前動機の定格出力	2.2KW以下であること
4	1日当たりの総揚水量	350m ³ 以下であること

届出による許可の基準（既設揚水設備の場合）

第1規制区域	<ul style="list-style-type: none"> 工業、建築物、温泉、鉱業、工業用水道事業の用途で1日当たりの総揚水量が350m³を超えるもの…昭和51年1月1日から20%削減実施 上記以外の用途…現状以下の揚水量
第2規制区域	<ul style="list-style-type: none"> 工業、建築物、温泉、鉱業、工業用水道事業の用途で1日当たりの総揚水量が350m³を超えるもの…昭和52年1月1日から20%削減実施 上記以外の用途…現状以下の揚水量
第3規制区域	<ul style="list-style-type: none"> 現状以下の揚水量

（注）工業用水法対象区域内の工業用途は除く。

7 輸送関係

7-1 市有自動車保有状況

車種	普通貨物自動車	普通乗合自動車	普通乗用車	軽自動車 (貨物、乗用)	小型貨物自動車	小型四輪乗用車	特種用途自動車	計
数量	2	7	9	34	16	22	8	98

7-2 市内緊急時ヘリポート可能場所等一覧

名称	面積 (㎡)	備考(広さ) 幅(m)×長さ(m)	至近水利 までの距離 (m)	経度(東経)			緯度(北緯)			機種別		
				度	分	秒	度	分	秒	大型	中型	小型
美和中学校	15,366		100	136	47	26	35	11	41		○	
美和グラウンド	10,086	95×106	50	136	47	18	35	12	06			○
蜂須賀グラウンド	12,900	150×86		136	46	16	35	12	23		○	
宝小中学校	12,387	90×120	5	136	48	34	35	10	47		○	
七宝北中学校	18,585	110×130		136	48	08	35	10	57		○	
七宝グラウンド	20,852	98×100		136	47	56	35	09	42		○	
甚目寺中学校	23,316	174×134		136	49	24	35	11	48		○	
甚目寺南中学校	11,050	130×85		136	49	52	35	11	11			○
甚目寺東小学校	7,128	108×66		136	49	40	35	11	58			○
甚目寺西小学校	9,486	102×93		136	49	07	35	11	42			○
甚目寺南小学校	6,000	100×60		136	50	02	35	11	06			○

8 廃棄物関係

8-1 し尿処理施設

	所在地	処理能力	電話番号
海部地区環境事務組合	津島市新開町2-212	135k1/日	(0567)28-3810
	弥富市上野町2-15	250k1/日	(0567)68-8641
五条広域事務組合	清洲市阿原向北55	130 k1/日	(052) 401-1181

8-2 ごみ処理施設

	所在地	処理能力	電話番号
海部地区環境事務組合	弥富市鍋田町八穂399-3	330k1/日	(0567)68-6500
名古屋市長古屋市五条川工場	あま市中萱津奥野	560k1/日	(052) 449-2010

9 協定

9-1 愛知県防災ヘリコプター支援協定

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第30条第2項に基づき、愛知県内の市町村及び消防事務に関する一部事務組合（以下「市町村等」という。）が、災害による被害を最小限に防止するため、愛知県が所有する防災ヘリコプター（以下「航空機」という。）の支援を求めることに関し必要な事項を定めるものとする。

(協定区域)

第2条 本協定に基づき市町村等が航空機の支援を求めることができる区域は、前条の市町村等の区域とする。

(災害の範囲)

第3条 この協定において、災害とは、消防組織法第1条に規定する災害をいう。

(支援要請)

第4条 この協定に基づく支援要請は、消防組織法第30条第1項に基づき、災害が発生した市町村等（以下「要請市町村等」という。）の長が、次の各号のいずれかに該当し、航空機の活動が必要と判断した場合に、愛知県知事（以下「知事」という。）に対して行うものとする。

- 1) 災害が、隣接する市町村等に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- 2) 要請市町村等の消防力によっては防御が著しく困難な場合
- 3) その他救急救助活動等において航空機による活動がもっとも有効な場合

2 航空機の支援要請等については、「愛知県防災ヘリコプター緊急運航要領」に基づくものとする。

(防災航空隊の派遣)

第5条 知事は、前条の規定により支援要請を受けたときは、災害発生現場の気象状態を確認の上、防災航空隊を派遣するものとする。

2 知事は、前項の規定による要請に応ずることができない場合は、その旨を速やかに要請市町村等の長に通報するものとする。

(防災航空隊の活動)

第6条 前条第1項の規定により支援する場合において、災害現場における防災航空隊の活動については、要請市町村等の消防機関との相互に密接な連携の下に行動する。この場合において、航空機に搭乗している運航指揮者が航空機の運航に重大な支障があると認めるときは、その旨要請市町村等の消防機関の現場の最高責任者に通告するものとする。

(消防用無線局の管理及び運用)

第7条 愛知県は、第4条に基づく支援要請の活動を行うに当たり、要請市町村等との連携を緊密にするため、航空機及び防災航空グループに消防用無線局を整備するものとする。

2 前項の無線局の管理及び運用については、別に定める愛知県防災ヘリコプターと消防機関との通信に係る無線局の管理及び運用に関する取扱基準によるものとする。

(経費負担)

第8条 この協定に基づく支援に要する運航経費は、愛知県が負担するものとする。

(その他)

第9条 この協定書に定めのない事項は、愛知県及び市町村等が協議して定めるものとする。

(適用)

第10条 この協定書は、平成19年8月1日から適用する。

平成8年10月1日締結の「愛知県防災ヘリコプター応援協定」は平成19年7月31日をもって廃止する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、知事及び市町村等の長は、記名押印の上、各自それぞれ1通を保管する。

平成19年8月1日

9-2 愛知県内広域消防相互応援協定

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条の規定に基づき、愛知県域内（以下「県内」という。）において大規模な災害等が発生した場合における消防相互応援について必要な事項を定めることを目的とする。

(協定市町等)

第2条 この協定は、県内の消防本部及び消防署をおいている市町、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合（以下「協定市町等」という。）相互間において締結するものとする。

(対象とする災害)

第3条 この協定の対象とする災害は、次に掲げる災害とする。

- (1) 大規模な地震、風水害等の自然災害
- (2) 林野火災、高層建築物火災又は危険物施設火災等の大規模な火災
- (3) 航空機災害又は列車事故等集団救急救助事故
- (4) その他前各号に掲げる災害のほか、火災等の災害又は救急業務を必要とする事故が発生し、応援が必要と判断されるもの

(応援要請)

第4条 この協定に基づく応援要請は、前条各号に規定する災害が発生した市町等（以下「要請市町等」という。）の消防機関の長が要請市町等の消防力及び近隣市町等の応援協定による消防力によっては、災害の防御又は救助等が著しく困難と認める場合は、第2条に規定する他の市町等（以下「応援市町等」という。）の消防機関の長に対して行うものとする。ただし、近隣市町等と応援協定を締結していない市町等の境界付近に火災等の災害又は救急業務を必要とする事故の発生を覚知したときは、当該応援の要請があったものとみなす。

2 前項に規定する応援要請は、電話等により次の事項を明確にして行うものとし、事後速やかに別記様式を提出するものとする。

- (1) 災害の発生日時、場所及び状況
- (2) 必要とする人員、車両及び資機材等
- (3) 集結場所及び連絡担当者
- (4) その他必要事項

(応援隊の派遣)

第5条 応援市町等の消防機関の長は、前条の規定により応援要請を受けたときは、業務に重大な支障がない限り応援を行うものとする。

2 応援市町等の消防機関の長は、前条の応援要請に応ずることができない場合は、その旨を速やかに要請市町等の消防機関の長に通報するものとする。

(応援隊の指揮)

第6条 要請市町等における応援隊の指揮は、要請市町等の消防機関の長が、応援隊の長に対して行うものとする。

(経費の負担)

第7条 応援に要する経費の負担については、法令その他特別の定めがあるものを除くほか次の区分によるものとする。

(1) 機械器具の小破損の修理、燃料、消防職員及び消防団員の手当等に関する経費は、応援市町等の負担とする。

(2) 機械器具の大破損の修理、応援市町等の消防職員及び消防団員の死傷による災害補償等の重要事項に関する経費は、要請市町等の負担とする。

2 経費負担について疑義を生じた事項については、その都度、双方協議の上、決定するものとする。

(情報提供等)

第8条 協定市町等は、この協定の効率的な運用を図るために必要な各種消防情報等を相互に通知するものとする。

(実施細目)

第9条 この協定の実施について必要な事項は、協定市町等の消防機関の長が協議して定めるものとする。

(協定市町等の変更に伴う取扱い)

第10条 市町の合併、消防広域化等により協定市町等に変更が生じた場合、当該変更後に消防を継承した協定市町等については、特段の申し出がない限り、この協定を引き続き締結しているものとして取り扱う。

(疑義の協議)

第11条 この協定に規定していない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、協定市町等が協議の上、決定するものとする。

この協定は、平成15年4月1日から施行する。

平成2年3月12日締結の「愛知県下広域消防相互応援協定」は平成15年3月31日付けをもって廃止する。

この協定の証として、本書41通を作成し、各自1通を保管する。

平成15年4月1日

別記様式

文 書 番 号
平成 年 月 日

殿

要 請 者
市町村等名
職・氏名



応 援 要 請 書

愛知県内広域消防相互応援協定第4条の規定により応援を次のとおり要請します。

要 請 日 時	
災 害 の 種 別	
災 害 発 生 日 時	
災 害 発 生 場 所	
被 害 の 状 況	
必要とする車両、資機材等の種別及び数量並びに人員	
応 援 隊 の 主 な 任 務	
集 結 場 所	
連 絡 担 当 者 の 氏 名	
そ の 他 必 要 な 事 項	

9-3 一般廃棄物処理に係る災害相互応援に関する協定書

(目的)

第1条 この協定は、災害の発生により、愛知県内の市町村及び一部事務組合（以下「市町村等」という。）が実施する一般廃棄物処理業務を独自では適正に遂行できない場合において、市町村等の間に相互応援についての必要な事項を定めることにより、一般廃棄物の円滑な処理を図り、もって、生活環境の保全に資することを目的とする。

(協定市町村等)

第2条 この協定は、災害時のし尿及びごみ処理業務に関し、市町村等の相互間において締結するものとする。

(相互応援の範囲)

第3条 この協定における相互応援は、災害の発生に起因して、し尿又はごみの収集・運搬に支障が生じたとき、一般廃棄物処理施設の損傷によりし尿又はごみ処理が不能となったとき、あるいは当該処理施設の処理能力を著しく超えるし尿又はごみが発生したとき等で、応援を要請する市町村等（以下「要請市町村等」という。）と要請市町村等からの要請を受け応援を実施する市町村等（以下「応援市町村等」という。）の合意が整ったときに限るものとする。

(応援要請等)

第4条 この協定に基づく応援の要請は、要請市町村等の長が応援市町村等の長に対し行うものとする。

2 前項に規定する応援の要請は、次の事項をできるだけ明確にし、とりあえず電話等により行い、後に、速やかに文書で行うものとする。

- (1) 災害の発生日時、場所、災害の状況
- (2) 必要とする業務の内容及び処理量の見込み
- (3) 必要とする人員、車両、資機材等の品名及び数量
- (4) 応援の場所及び期間
- (5) 連絡責任者
- (6) その他必要事項

3 応援の要請は、要請市町村等の長が、第一次的には近隣の市町村等又は別表に掲げる同一ブロックの市町村等の長に対し行い、更に必要がある場合には、別のブロックの市町村等の長に対し行うものとする。

4 市町村等は、この協定に基づく相互応援を効果的に実施できるよう必要に応じ県に調整及びあっせんを要請するものとする。

(応援の責務)

第5条 応援の要請を受けた市町村等の長は、自らの業務に支障がない限り応援を行うものとする。

2 応援の要請を受けた市町村等の長は、前条の応援の要請に応ずることができない場合は、その旨を速やかに要請市町村等の長に通知するものとする。

(経費の負担)

第6条 応援に要する経費は、原則として要請市町村等がこれを負担するものとする。

(民間業者の活用)

第7条 市町村等は災害時の応援を迅速に実施するため、民間廃棄物処理業者等の活用を図るものとする。

(実施細目)

第8条 この協定に定めのない事項、又は疑義が生じたときは、その都度協議して定めるものとする。

この協定の成立を証明するため、本書115通を作成し協定市町村等の長が記名押印の上、各自1通を保管する。

平成8年3月12日

別表

	市 町 村	一部事務組合
名古屋ブロック	名古屋市	
尾張西部ブロック	一宮市 津島市 犬山市 江南市 稲沢市 岩倉市 愛西市 弥富市 清須市 北名古屋市 あま市 豊山町 大口町 扶桑町 大治町 蟹江町 飛島村	海部地区環境事務組合 愛北衛生処理組合 江南丹羽環境管理組合 稲沢市他二町衛生組合 西春日井郡東部衛生組合 小牧岩倉衛生組合
尾張東部ブロック	瀬戸市 半田市 春日井市 常滑市 小牧市 東海市 大府市 知多市 尾張旭市 豊明市 日進市 東郷町 長久手町 阿久比町 東浦町 南知多町 美浜町 武豊町	尾張東部衛生組合 尾張旭市長久手町衛生組合 中部知多衛生組合 東部知多衛生組合 常滑武豊衛生組合 小牧岩倉衛生組合 尾三衛生組合 日東衛生組合 西知多厚生組合 知多南部衛生組合
西三河ブロック	岡崎市 碧南市 刈谷市 豊田市 安城市 西尾市 知立市 高浜市 みよし市 一色町 吉良町 幡豆町 幸田町	蒲郡市幸田町衛生組合 衣浦衛生組合 刈谷知立環境組合 逢妻衛生処理組合 豊田加茂広域市町村圏事務処理組合 西尾幡豆広域圏組合 尾三衛生組合
東三河ブロック	豊橋市 豊川市 蒲郡市 新城市 設楽町 東栄町 豊根村	宝飯地区広域市町村圏組合 北設衛生処理組合 渥美郡清掃施設組合 新城広域事務組合 豊川宝飯衛生組合 蒲郡市幸田町衛生組合

9-4 水道災害相互応援に関する覚書

(趣旨)

第1条 この覚書は、災害その他非常の場合において日本水道協会の正会員でその愛知県支部に所属するもの、愛知県下のその他の上水道事業者並びに三河山間水道整備促進連盟に所属するもの（以下「会員」という。）が、会員相互で行う応援活動について、必要な事項を定めるものとする。

(災害救助法等との関係)

第2条 会員相互で行う応援活動に関する事務処理については、災害救助法（昭和22年法律第118号）その他法律に特別の定めがあるものを除くほか、この覚書の定めるところによる。また、会員が応援活動中において、災害救助法その他法律で定める救助、又は応援が行われることとなったときは速やかに法律で定める事務処理に切替るよう努めなければならない。

(相互応援義務)

第3条 会員が災害を受け、独自で十分に応急措置等が実施できないときは、他の会員に応援を求めることができる。

2 応援を求められた会員は、速やかに有効な手段でその応援に努めるものとする。

(応援の内容)

第4条 各会員の行う応援活動は、次のとおりとする。

- (1) 応急給水作業
- (2) 応急復旧作業（原則として仮復旧、第1次応急復旧作業）
- (3) 応急復旧資機材の供出
- (4) 工事業者のあっせん

2 前項第1号及び第2号の作業の期間は、原則として7日以内とする。

(要請の方法)

第5条 応援要請の手順は、次の各号によるものとする。

(1) 会員（名古屋市を除く。）は、県営水道受水団体で構成されている地域水道連絡協議会の長（以下「地域会長」という。）へ応援を要請する。

地域会長は、地域内の他の会員に応援を要請し、さらに必要と認めたときは、日本水道協会愛知県支部の長（以下「支部長」という。）へ応援を要請する。

支部長は、県内の他の地域会長に応援を要請し、さらに必要と認めたときは、愛知県衛生部へ応援を要請する。

(2) 名古屋市は、直接支部長へ応援を要請する。

(3) 県営水道受水団体は、県営水道の災害により応急給水の応援を必要とするときは、愛知県水道局へ応援を要請し、さらに必要と認めたときは、地域会長へ応援を要請する。この場合愛知県水道局は、地域会長に対して被災会員への応援について協力を依頼する。

2 応援を要請するときは、次の事項を明らかにして、とりあえず、口頭、電話、ファクシミリ又は電子メール等により行い、後に文書を速やかに提出するものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 必要とする資器材、物資等の品名及び数量
- (3) 必要とする職員の職種別人員
- (4) 応援の場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(応援体制)

第6条 応援を求められた会員が、応援職員を派遣するときは、災害状況に応じて給水用具、作業用工具、食糧、衣類、日用品、その他必要なものを携行させるものとする。

2 応援職員は、応援（災害救助）である旨を記した旗、応援会員名入りの腕章等を明示着用するものとする。

(受入れ体制)

第7条 応援を受ける会員は、応援職員の宿舍、寝具、食事等を用意するものとする。ただし、状況によりこれを応援する会員に求めることができる。

2 資材、機械、工具等の応援を受ける会員は、倉庫置場等を確保し、これらを管理するものとする。

(費用の負担)

第8条 第4条第1項各号に規定する応援に要する費用は、応援を受ける会員がこれを負担するものとする。

ただし、同項第1号に要する費用については、応援期間が2日以内の場合、又は特別の事情がある場合において、応援を受けた会員の要請により応援した会員がやむを得ないと認めたときは、応援した会員がその全部、又は一部を負担するものとする。

2 応援に要した費用の請求に関する事務は支部長又は地域会長を経由して、これを行うものとする。

(損害の賠償)

第9条 応援職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、応援をした会員の負担とする。ただし、被災地において応急治療する場合の治療費は、応援を受けた会員の負担とする。

2 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合においては、当該職員の所属する会員がその損害を賠償する責に任ずるものとする。この場合において、当該損害の発生が応援業務中（応援のための往復途中を除く。）に生じたものである場合においては、応援を受けた会員がこれに要した経費を負担するものとする。

(業者への協力要請)

第10条 支部長、又は地域会長は、必要があるときは、水道用資材の製造販売及び水道工事を行っている業者に対して、応急復旧工事に必要な資材の調達、復旧工事の実施等について、協力を要請するものとする。

(救援体制表の作成)

第11条 会員は、救援体制表（別表第1）10部を毎年4月末日までに支部長へ提出するものとする。

2 支部長は、前項の体制表をとりまとめ整理して地域会長等関係者に送付するものとする。

(雑則)

第12条 この覚書の実施に関し、必要な事項、又はこの覚書に定めのない事項は、その都度協議して定める。

(適用)

第13条 この覚書は、昭和53年3月29日から適用する。

この覚書の成立を証するため、関係者記名押印のうえ各1通を保有する。

附 則

この覚書は、平成16年8月1日から適用する。この覚書の成立を証するため、支部長、愛知県公営企業管理者、名古屋市水道事業・工業用水道事業及び下水道事業管理者、関係会員からの委任を受けた各地域会長及び立会人である愛知県健康福祉部長が記名押印のうえ本書1通を作成し、会員及び立会人においてその写し各1通を保有する。なお、本書1通は支部長が保管する。

平成16年7月30日

別表第1

救 援 体 制 表

水道事業者名		所在地		電話 (昼間) (夜間)							
[1] 応 急 給 水 用 具				[2] 緊 急 連 絡 先		[4] 緊 急 工 事 指 定 業 者					
品 名	車種 容量	数量	摘 要	職 名	氏 名	電 話 昼間 夜間		事 業 名	所在地	専 門 と する業種	電 話
給水タンク車		台		(水道事業管理者)							
撒 水 車		台		(緊急連絡担当者)							
消防タンク車		台									
給水タンク		基	車つき								
〃		基	車なし								
ポ リ 容 器	20 リットル	個									
水 袋	2 リットル	個									
(摘 要)				[3] 備 蓄 資 材				[その他]			
				管弁類の形状寸法、数量及び保管場所を要領よくとり まとめた一覧表を別表で提出する。							

災害時における相互応援に関する協定書

津島市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町及び飛島村（以下「協定市町村」という。）は、いずれかの市町村の地域において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、法第67条第1項の規定に基づく応援を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

（応援の種類）

第1条 応援の種類は、次のとおりとする。

- （1） 食料、飲料水及び生活必需物資の供給並びにその供給に必要な資機材の提供
- （2） 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- （3） 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- （4） 救援、防疫、応急復旧等に必要な職員の派遣
- （5） 被災者の一時受入れ及びその受入れに必要な施設の提供
- （6） ボランティアの斡旋
- （7） 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

（応援要請の手続き）

第2条 応援を要請する市町村（以下「要請市町村」という。）は、次に掲げる事項を明らかにして、第7条で定める連絡担当部課を通じて電話、ファクシミリ等により要請を行い、その後速やかに文書を提出するものとする。

- （1） 災害の状況
- （2） 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、供給又は提供を必要とする物資等の品名、数量その他必要な事項
- （3） 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、派遣を必要とする職員の職種別人員その他必要な事項
- （4） 前条第5号に掲げる応援を要請する場合にあっては、受入人数その他必要な事項
- （5） 応援場所及び応援場所への経路
- （6） 応援を必要とする期間
- （7） 前各号に掲げるもののほか、応援を受けるために必要な事項

（応援の実施）

第3条 前条の規定により応援を要請された市町村は、速やかに応じるものとする。

(自主的応援出動)

第4条 応援を行おうとする市町村は、災害の発生により要請市町村との連絡が取れない場合であって、要請市町村周辺の市町村の被災状況等から判断して応援する必要があると認めた場合は、自主的な判断に基づき必要な応援を行うことができるものとする。この場合においては、第2条に規定する要請があったものとみなす。

(応援経費の負担)

第5条 応援に要した経費は、原則として要請市町村の負担とする。

(災害補償等)

第6条 第1条第4号の規定により派遣された職員（以下「派遣職員」という。）に係る公務災害補償については、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の定めるところによる。

2 派遣職員が公務執行中に第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては要請市町村が、要請市町村への往復経路の途中に生じたものについては応援市町村が、それぞれ賠償の責めを負うものとする。

(連絡窓口)

第7条 協定市町村は、相互応援のための連絡窓口として、あらかじめ連絡担当部課を定めておくものとする。

2 連絡担当部課は、この協定に基づく応援の円滑化を図るため、災害が発生した場合には、速やかに緊密な情報交換を行うものとする。

(資料の提供等)

第8条 協定市町村は、協定に基づく相互応援を円滑に行うため、相互に協力して必要な資料の提供、定期的な意見交換、必要な訓練等を実施するものとする。

(協議)

第9条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、協定市町村が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書7通を作成し、各自署名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成24年2月20日

災害時における応急措置に関する協定書

あま市(以下「甲」という。)とあま市建設業協力会(以下「乙」という。)は、あま市内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下「災害時等」という。)における甲が管理する道路、河川、水路等公共の用に供する施設(以下「公共施設等」という。)の迅速かつ適切な機能の維持及び回復を図るために実施する応急工事その他の災害の応急対策(以下「応急対策」という。)に関し次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、あま市防災計画に基づき、災害時等における公共施設等の応急対策の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において「災害」とは、地震、集中豪雨、洪水、暴風、豪雪その他の異常な自然災害による被害をいう。

(協力の要請)

第3条 甲は、災害時等において必要があると認めるときは、乙に対して公共

施設の応急対策の協力を要請することができる。

2 前項の要請は、原則として次の各号に掲げる事項を記載した文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 応急対策を実施する場所
- (2) 被害の状況
- (3) 応急対策の内容
- (4) 前各号に定めるもののほか、必要な事項

(協力の実施)

第4条 乙は、前条の規定により要請を受けた場合は、業務上の支障又はやむを得ない理由のない限りこれを受諾し、甲の指示に従い応急対策に従事するものとする。

(経費の負担)

第5条 前条に規定する費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の規定により、甲が負担する費用は、災害発生時の適正な価格を基準とし、甲乙協議の上、決定するものとする。

(労災補償)

第6条 応急対策の実施により乙の会員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙の会員の労災保険により補償するものとする。

(損害補償)

第7条 応急対策の実施に伴い損害が生じたときは、その賠償の責について甲乙協議の上、定めるものとする。

(協定の期間)

第8条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、この効力を有するものとする。

(協議)

第9条 この協定の実施に関し、疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各自1通を保有する。

平成23年11月30日

災害時における応急措置に関する協定書

あま市(以下「甲」という。)とあま市造園緑化研究会(以下「乙」という。)は、あま市内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下「災害時等」という。)における甲が管理する道路、河川、水路等公共の用に供する施設(以下「公共施設等」という。)の迅速かつ適切な機能の維持及び回復を図るために実施する応急工事並びに防疫対策その他の災害の応急対策(以下「応急対策」という。)に関し次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、あま市地域防災計画に基づき、災害時等における応急対策の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において「災害」とは、地震、集中豪雨、洪水、暴風、豪雪その他の異常な自然災害による被害をいう。

(協力の要請)

第3条 甲は、災害時等において、必要があると認めるときは、乙に対して公共施設等の応急対策の協力を要請することができる。

2 前項の要請は、原則として、次の各号に掲げる事項を記載した文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 応急対策を実施する場所
- (2) 被害の状況
- (3) 応急対策の内容
- (4) 前各号に定めるもののほか、必要な事項

(協力の実施)

第4条 乙は、前条の規定により要請を受けた場合は、業務上の支障又はやむを得ない理由のない限りこれを受諾し、甲の指示に従い応急対策に従事するものとする。

(経費の負担)

第5条 前条に規定する費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の規定により、甲が負担する費用は、災害発生時の適正な価格を基準とし、甲乙協議の上、決定するものとする。

(労災補償)

第6条 応急対策の実施により乙の会員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙の会員の労災保険により補償するものとする。

(損害補償)

第7条 応急対策の実施に伴い損害が生じたときは、その賠償の責について甲乙協議の上、定めるものとする。

(協定の期間)

第8条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、この効力を有するものとする。

(協議)

第9条 この協定の実施に関し、疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各自1通を保有する。

平成24年 1月24日

災害支援協力に関する協定書

あま市(以下「甲」という。)と社団法人愛知県エルピーガス協会西部支部海部北分会(以下「乙」という。)は、甲の区域内で発生した地震、その他の災害時に乙が甲に協力することについて、次のとおり協定を締結する。

(対象とする災害)

第1条 この協定が対象とする災害は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定めるものをいう。

(協力要請)

第2条 甲は、次に掲げる事項について、乙に協力を要請することができる。

- (1) エルピーガスの避難所等への提供
- (2) その他甲が必要と認める事項

(協力の実施)

第3条 乙は、前条による要請を受けた時は、協力を努めなければならない。

(経費の負担)

第4条 前条に基づく協力に要した経費については、法令その他に別段の定めのあるものを除くほか、甲乙双方が協議して定めるものとする。

(災害対策本部への派遣)

第5条 乙は、甲の要請があった場合、災害対策本部に職員を派遣するものとする。

(災害情報等連絡体制の整備)

第6条 甲及び乙は、第2条に掲げる事項を円滑に進めるため、甲においては防災担当課、乙においては乙の事務局を通じて正確、かつ迅速な連絡を図るとともに、平素から連絡体制の整備に努めるものとする。

(協議)

第7条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度甲乙協議のうえ定めるものとする。

(適用)

第8条 この協定は、平成24年 1月24日から適用する。

2 この協定を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保管する。

平成24年 1月24日

10 条 例 等

10-1 あま市防災会議条例

平成22年3月22日

条例第15号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき、あま市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務、組織及び運営に関する事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) あま市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員25人以内をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 愛知県警察の警察官のうちから市長が任命する者
 - (2) 市長が市の職員のうちから指名する者
 - (3) 市の教育委員会の教育長
 - (4) 市の消防団長
 - (5) 海部東部消防組合の消防長
 - (6) 市長が特に必要と認めて任命する者
- 6 委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、必要に応じて専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、愛知県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会議)

第5条 防災会議は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 防災会議は、委員の総数の2分の1以上の出席がなければ会議を開き、議決することができない。
- 3 防災会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の組織及び運営に関し必要な事項は、会

長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成22年3月22日から施行する。

10-2 あま市災害対策本部条例

平成22年3月22日

条例第16号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条第7項の規定に基づき、あま市災害対策本(以下「本部」という。)の組織及び運営に関する事項を定めるものとする。

(災害対策本部長及び災害対策副本部長)

第2条 災害対策本部長(以下「本部長」という。)は、本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

(部)

第3条 本部の事務を分掌させるため、本部長が必要と認める数の部を置く。

2 部に部長及び部員を置く。

3 部長は、災害対策本部員のうちから、部員はその他職員のうちから本部長が指名する。

4 部長は、本部長の命を受けて部の事務を掌理する。

5 部員は、部長の命を受けて部の事務を処理する。

(現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、本部の組織及び運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、平成22年3月22日から施行する。

10-3 あま市地震災害警戒本部条例

平成22年3月22日

条例第17号

(趣旨)

第1条 この条例は、大規模地震対策特別措置法(昭和53年法律第73号)第18条第4項の規定に基づき、あま市地震災害警戒本部(以下「警戒本部」という。)の組織等に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 地震災害警戒本部長(以下「本部長」という。)は、警戒本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 警戒本部に、地震災害警戒副本部長(以下「副本部長」という。)、地震災害警戒本部員(以下「本部員」という。)その他の職員を置くことができる。

3 副本部長は、本部員のうちから市長が任命する。

4 副本部長は、本部長を助け、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 本部員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 愛知県警察の警察官のうちから市長が任命する者

(2) 市の教育委員会の教育長

(3) 市長が市の職員のうちから指名する者

(4) 市の消防団長

(5) 海部東部消防組合の消防長

(6) 市長が特に必要と認めて任命する者

6 本部員は、本部長の命を受け、警戒本部の事務に従事する。

7 副本部長及び本部員以外の警戒本部の職員(以下「本部職員」という。)は、市の職員のうちから、市長が任命する。

8 本部職員は、警戒本部の所掌事務について、本部員を補佐する。

(部)

第3条 本部長は、必要と認めるときは、警戒本部に部を置くことができる。

2 前項の部に属すべき本部員及び本部職員は、本部長が指名する。

3 第1項の部に部長を置き、本部長が指名する本部員がこれに当たる。

4 前項の部長に事故があるときは、第1項の部に属する本部員のうちから前項の部長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、警戒本部の組織等に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、平成22年3月22日から施行する。

10-4 災害救助法施行細則（抜粋）

（昭和40年10月29日）
愛知県規則第60号

最近改正 平成20年5月30日規則第49号

（趣旨）

第1条 この規則は、災害救助法（昭和22年法律第118号。以下「法」という。）、災害救助法施行令（昭和22年政令第225号。以下「令」という。）及び災害救助法施行規則（昭和22年総理府令、厚生省令、内務省令、大蔵省令、運輸省令第1号。以下「規則」という。）の施行に関する事項を定めるものとする。

（救助実施区域の公告）

第3条 知事は、法による救助（以下「救助」という。）を実施するときは、すみやかに救助を実施する市区町村の区域を公告するものとする。

（救助の程度、方法及び期間）

第5条 令第9条の救助の程度、方法及び期間は、別表第1のとおりとする。ただし、知事は、これによることができない特別の事情があると認めるときは、その都度厚生労働大臣に協議し、これを超えて救助を実施するものとする。

（実費弁償の程度）

第15条 法第24条第5項の規定による実費弁償の程度は、別表第2のとおりとする。

（扶助金の支給基礎額）

第19条 令第14条第2項第2号及び第3号の扶助金の支給基礎額は、別表第3のとおりとする。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 愛知県災害救助法施行細則（昭和23年愛知県規則第5号）は、廃止する。

附 則（平成20年5月30日規則第49号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表第 1

救助の程度及び方法			救助の期間	
救助の種類等	救助の対象及び方法	費用の種類及び限度額		
収容施設 の 供 与	避難所	<p>1 避難所には、災害のため現に損害を受け、又は受けるおそれのある者を収容するものとする。</p> <p>2 避難所の供与は、原則として学校、公民館等の既存建物を利用して行うものとするが、これらの適当な建物を得ることができない場合には、野外に仮小屋を設置し、又は天幕を設営して行うものとする。</p>	<p>避難所設置のため支出する費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設炊事場、仮設便所等の設置費とし、次の額の範囲内とする。</p> <p>(1) 基本額 1人1日当たり 300円</p> <p>(2) 加算額 ア 高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）であつて、避難所での生活において特別な配慮を必要とするものを収容する施設を設置する場合 高齢者等への特別な配慮のために必要な当該地域における通常の実費 イ 冬季（10月から3月まで）の場合 別に定める額</p>	<p>避難所を開設する期間は、災害発生の日から7日以内とする。</p>
	応急仮設住宅	<p>1 応急仮設住宅には、住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家のない者であつて、自らの資力では住宅を得ることができないものを収容するものとする。</p> <p>2 応急仮設住宅は、災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに設置するものとする。</p> <p>3 高齢者等であつて、日常生活上特別な配慮を必要とするものを数人以上収容し、老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有する施設を応急仮設住宅として設置することがある。</p> <p>4 応急仮設住宅の設置に代えて、賃貸住宅の居室の借上げを実施し、これに収容することがある。</p>	<p>1 応急仮設住宅の1戸当たりの規模は、29.7平方メートルを基準とし、その設置のため支出する費用は、原材料費、労務費、附帯工事費、輸送費、事務費等すべての経費を含み2,366,000円以内とする。</p> <p>2 応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね50戸以上設置する場合において、居住者の集会等に利用するための施設を設置するときは、当該施設の1施設当たりの規模及びその設置のため支出する費用は、1にかかわらず別に定める。</p>	<p>応急仮設住宅を供与する期間は、完成の日から建築基準法（昭和25年法律第201号）第85条第3項又は第4項の規定による期限内とする。</p>

炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給	炊出しその他による食品の給与	<p>1 炊出しその他による食品の給与は、避難所に収容された者、住家が損害を受けて炊事のできない者及び住家が損害を受けて一時縁故地等へ避難する必要のある者に対して行うものとする。</p> <p>2 炊出しその他による食品の給与は、被災者が直ちに食べることのできる現物によるものとする。</p>	炊出しその他による食品の給与のため支出する費用は、主食費、副食費、燃料費、機械、器具及び備品の使用謝金又は借上費、消耗器材費並びに雑費並びに握り飯、調理済み食品、パン、弁当等の購入費とし、1人1日当たり1,010円以内とする。	炊出しその他による食品の給与を実施する期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、被災者が一時縁故地等へ避難する場合には、この期間内に3日分以内を現物により支給することができる。																																									
	飲料水の供給	飲料水の供給は、災害のため現に飲料水を得ることができない者に対して行うものとする。	飲料水の供給のため支出する費用は、水の購入費並びに給水及び浄水に必要な機械及び器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品費及び資材費とし、当該地域における通常の実費とする。	飲料水の供給を実施する期間は、災害発生の日から7日以内とする。																																									
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	<p>1 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼若しくは床上浸水（土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。）又は船舶の遭難等により、生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うものとする。</p> <p>2 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、被害の実情に応じ、次の品目の範囲内において現物をもって行うものとする。</p> <p>(1) 被服、寝具及び身の回り品</p> <p>(2) 日用品</p> <p>(3) 炊事用具及び食器</p> <p>(4) 光熱材料</p>	<p>被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出する費用は、季別及び世帯区分により一世帯当たり次の額の範囲内とする。</p> <p>なお、季別は、災害発生の日をもって決定する。</p> <p>(1) 住家の全壊、全焼又は流失により損害を受けた世帯</p> <table border="1" data-bbox="770 1126 1165 1727"> <thead> <tr> <th>季別 世帯 区分</th> <th>夏季（4月 から9月ま で）</th> <th>冬季（10月 から3月ま で）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1人世帯</td> <td>17,300円</td> <td>28,600円</td> </tr> <tr> <td>2人世帯</td> <td>22,300円</td> <td>37,000円</td> </tr> <tr> <td>3人世帯</td> <td>32,800円</td> <td>51,600円</td> </tr> <tr> <td>4人世帯</td> <td>39,300円</td> <td>60,500円</td> </tr> <tr> <td>5人世帯</td> <td>49,800円</td> <td>75,900円</td> </tr> <tr> <td>6人世帯 以上</td> <td>49,800円 に、世帯人 員が5人を 超えて1人 を増すごと に7,300円 を加算した 額</td> <td>75,900円 に、世帯人 員が5人を 超えて1人 を増すごと に10,400円 を加算した 額</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 住家の半壊、半焼又は床上浸水（土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。）により損害を受けた世帯</p> <table border="1" data-bbox="770 1899 1165 2040"> <thead> <tr> <th>季別 世帯 区分</th> <th>夏季（4月 から9月ま で）</th> <th>冬季（10月 から3月ま で）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1人世帯</td> <td>17,300円</td> <td>28,600円</td> </tr> <tr> <td>2人世帯</td> <td>22,300円</td> <td>37,000円</td> </tr> <tr> <td>3人世帯</td> <td>32,800円</td> <td>51,600円</td> </tr> <tr> <td>4人世帯</td> <td>39,300円</td> <td>60,500円</td> </tr> <tr> <td>5人世帯</td> <td>49,800円</td> <td>75,900円</td> </tr> <tr> <td>6人世帯 以上</td> <td>49,800円 に、世帯人 員が5人を 超えて1人 を増すごと に7,300円 を加算した 額</td> <td>75,900円 に、世帯人 員が5人を 超えて1人 を増すごと に10,400円 を加算した 額</td> </tr> </tbody> </table>	季別 世帯 区分	夏季（4月 から9月ま で）	冬季（10月 から3月ま で）	1人世帯	17,300円	28,600円	2人世帯	22,300円	37,000円	3人世帯	32,800円	51,600円	4人世帯	39,300円	60,500円	5人世帯	49,800円	75,900円	6人世帯 以上	49,800円 に、世帯人 員が5人を 超えて1人 を増すごと に7,300円 を加算した 額	75,900円 に、世帯人 員が5人を 超えて1人 を増すごと に10,400円 を加算した 額	季別 世帯 区分	夏季（4月 から9月ま で）	冬季（10月 から3月ま で）	1人世帯	17,300円	28,600円	2人世帯	22,300円	37,000円	3人世帯	32,800円	51,600円	4人世帯	39,300円	60,500円	5人世帯	49,800円	75,900円	6人世帯 以上	49,800円 に、世帯人 員が5人を 超えて1人 を増すごと に7,300円 を加算した 額	75,900円 に、世帯人 員が5人を 超えて1人 を増すごと に10,400円 を加算した 額	<p>被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、災害発生の日から10日以内にと完了するものとする。</p>
季別 世帯 区分	夏季（4月 から9月ま で）	冬季（10月 から3月ま で）																																											
1人世帯	17,300円	28,600円																																											
2人世帯	22,300円	37,000円																																											
3人世帯	32,800円	51,600円																																											
4人世帯	39,300円	60,500円																																											
5人世帯	49,800円	75,900円																																											
6人世帯 以上	49,800円 に、世帯人 員が5人を 超えて1人 を増すごと に7,300円 を加算した 額	75,900円 に、世帯人 員が5人を 超えて1人 を増すごと に10,400円 を加算した 額																																											
季別 世帯 区分	夏季（4月 から9月ま で）	冬季（10月 から3月ま で）																																											
1人世帯	17,300円	28,600円																																											
2人世帯	22,300円	37,000円																																											
3人世帯	32,800円	51,600円																																											
4人世帯	39,300円	60,500円																																											
5人世帯	49,800円	75,900円																																											
6人世帯 以上	49,800円 に、世帯人 員が5人を 超えて1人 を増すごと に7,300円 を加算した 額	75,900円 に、世帯人 員が5人を 超えて1人 を増すごと に10,400円 を加算した 額																																											

		<table border="1"> <tr> <td>1人世帯</td> <td>5,600円</td> <td>9,100円</td> </tr> <tr> <td>2人世帯</td> <td>7,600円</td> <td>12,000円</td> </tr> <tr> <td>3人世帯</td> <td>11,400円</td> <td>16,900円</td> </tr> <tr> <td>4人世帯</td> <td>13,800円</td> <td>20,000円</td> </tr> <tr> <td>5人世帯</td> <td>17,500円</td> <td>25,400円</td> </tr> <tr> <td>6人世帯以上</td> <td>17,500円に、世帯人員が5人を超えて1人を増すごとに2,400円を加算した額</td> <td>25,400円に、世帯人員が5人を超えて1人を増すごとに3,300円を加算した額</td> </tr> </table> <p>(3) 船舶の遭難等により損害を受けた世帯 その都度厚生労働大臣に協議して決定する額</p>	1人世帯	5,600円	9,100円	2人世帯	7,600円	12,000円	3人世帯	11,400円	16,900円	4人世帯	13,800円	20,000円	5人世帯	17,500円	25,400円	6人世帯以上	17,500円に、世帯人員が5人を超えて1人を増すごとに2,400円を加算した額	25,400円に、世帯人員が5人を超えて1人を増すごとに3,300円を加算した額	
1人世帯	5,600円	9,100円																			
2人世帯	7,600円	12,000円																			
3人世帯	11,400円	16,900円																			
4人世帯	13,800円	20,000円																			
5人世帯	17,500円	25,400円																			
6人世帯以上	17,500円に、世帯人員が5人を超えて1人を増すごとに2,400円を加算した額	25,400円に、世帯人員が5人を超えて1人を増すごとに3,300円を加算した額																			
医療及び助産	医療	<p>1 医療は、災害のため医療のみちを失った者に対して、応急的に処置するものとする。</p> <p>2 医療は、救護班によって行うものとする。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合には、病院又は診療所（あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）に規定するあん摩マツサージ指圧師、はり師及びきゆう師並びに柔道整復師法（昭和45年法律第19号）に規定する柔道整復師（以下「施術者」という。）を含む。）において医療（施術者が行うことのできる範囲の施術を含む。）を行うものとする。</p> <p>3 医療は、次の範囲内において行うものとする。</p> <p>(1) 診察</p> <p>(2) 薬剤及び治療材料の支給</p> <p>(3) 処置、手術その他の治療及び施術</p> <p>(4) 病院又は診療所への収容</p> <p>(5) 看護</p>	<p>医療のため支出する費用は、次の額の範囲内とする。</p> <p>(1) 救護班による場合 使用した薬剤及び治療材料並びに破損した医療器具の修繕等の実費</p> <p>(2) 病院又は診療所による場合 国民健康保険の診療報酬の額</p> <p>(3) 施術者による場合 協定料金の額</p>	<p>医療を実施する期間は、災害発生の日から14日以内とする。</p>																	

	<p>助産</p> <p>1 助産は、災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって、災害のため助産のみちを失ったものに対して行うものとする。</p> <p>2 助産は、次の範囲内において行うものとする。</p> <p>(1) 分べんの介助</p> <p>(2) 分べん前及び分べん後の処置</p> <p>(3) 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給</p>	<p>助産のため支出する費用は、次の額の範囲内とする。</p> <p>(1) 救護班等による場合 使用した衛生材料等の実費</p> <p>(2) 助産師による場合 慣行料金の8割に相当する額</p>	<p>助産を実施する期間は、分べんした日から7日以内とする。</p>
<p>災害にかかった者の救出</p>	<p>災害にかかった者の救出は、災害のため現に生命又は身体が危険な状態にある者及び災害のため生死不明の状態にある者に対して捜索を行い、救出をするものとする。</p>	<p>災害にかかった者の救出のため支出する費用は、舟艇その他救出に必要な機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費、燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。</p>	<p>災害にかかった者の救出を実施する期間は、災害発生の日から3日以内とする。</p>
<p>災害にかかった住宅の応急修理</p>	<p>1 災害にかかった住宅の応急修理は、災害のため住家が半壊又は半焼し、自らの資力では応急修理をすることができない者に対して行うものとする。</p> <p>2 災害にかかった住宅の応急修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対し、現物をもつて行うものとする。</p>	<p>災害にかかった住宅の応急修理のため支出する費用は、原材料費、労務費、輸送費、事務費等すべての経費を含み、1世帯当たり510,000円以内とする。</p>	<p>災害にかかった住宅の応急修理は、災害発生の日から1月以内に完了するものとする。</p>
<p>生業に必要な資金の貸与</p>	<p>生業に必要な資金の貸与は、住家が全壊し、全焼し、又は流失し、災害のため生業の手段を失った世帯の世帯員であって、具体的な事業計画を持ち、成業の見込みが確実であって、かつ、償還能力のあるものに対して行うものとする。</p>	<p>生業に必要な資金は、生業を営むために必要な機械、器具、資材等の購入費に充てるものとし、その貸与額は、1件(1世帯)当り生業費については30,000円以内、就職支度費については15,000円以内とする。なお、貸与の条件は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 貸与期間 2年以内</p> <p>(2) 利子 無利子</p> <p>(3) 担保 連帯保証人1人</p>	<p>生業に必要な資金の貸与は、災害発生の日から1箇月以内に完了するものとする。</p>

<p>学用品の給与</p>	<p>1 学用品の給与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水（土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。）により、学用品を喪失又はき損し、就学上支障のある小学校児童（特別支援学校の小学部の児童を含む。以下同じ。）、中学校生徒（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。）に対して行うものとする。</p> <p>2 学用品の給与は、被害の実情に応じ、次の品目の範囲内において現物をもつて行うものとする。</p> <p>(1) 教科書（教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材であつて、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用しているものをいう。以下同じ。）</p> <p>(2) 文房具</p> <p>(3) 通学用品</p>	<p>学用品の給与のため支出する費用は、次の額の範囲内とする。</p> <p>(1) 教科書代 教科書の実費</p> <p>(2) 文房具費及び通学用品費</p> <p>小学校児童1人当たり 4,100円</p> <p>中学校生徒1人当たり 4,400円</p> <p>高等学校等生徒1人当たり 4,800円</p>	<p>学用品の給与は、災害発生の日から教科書については1月以内、文房具及び通学用品については15日以内に完了するものとする。</p>
<p>埋葬</p>	<p>1 埋葬は、災害の際死亡した者について、死体の応急的な処理程度のものを行うものとする。</p> <p>2 埋葬は、次の範囲内において、原則として現物をもつて実際に埋葬を行う者に対し、給付するものとする。</p> <p>(1) 棺（附属品を含む。） 又は棺材</p> <p>(2) 火葬又は土葬</p> <p>(3) 骨つぼ及び骨箱</p>	<p>埋葬のため支出する費用は、輸送費及び賃金職員等雇上費を含み、次の額の範囲内とする。</p> <p>満12歳以上の者 1体当たり 199,000円</p> <p>満12歳未満の者 1体当たり 159,200円</p>	<p>埋葬は、災害発生の日から10日以内に完了するものとする。</p>

死体の捜索	死体の捜索は、災害のため現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情により既に死亡していると推定される者に対して行うものとする。	死体の捜索のため支出する費用は、舟艇その他捜索に必要な機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費、燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。	死体の捜索は、災害発生の日から10日以内に完了するものとする。
死体の処理	<p>1 死体の処理は、災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）を行うものとする。</p> <p>2 死体の処理は、次の範囲内において行うものとする。なお、検案は、原則として救護班により行うものとする。</p> <p>(1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置</p> <p>(2) 死体の一時保存</p> <p>(3) 検案</p>	<p>死体の処理のため支出する費用は、次の額の範囲内とする。</p> <p>(1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置のための費用 1体当たり 3,300円</p> <p>(2) 死体の一時保存のための費用 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定める額（ドライアイスの購入等が必要な場合にあつては、その購入費等として当該地域における通常の実費を加算した額）</p> <p>ア 既存建物を利用する場合 施設の借上費として当該地域における通常の実費</p> <p>イ 既存建物を利用することができない場合 1体当たり5,000円（輸送費及び賃金職員等雇上費を含む。）</p> <p>(3) 検案のための費用 救護班により行うことができない場合には、当該地域における慣行料金の額</p>	死体の処理は、災害発生の日から10日以内に完了するものとする。
障害物の除去	障害物の除去は、災害によって土石、竹木等が居室、炊事場、便所等日常生活に欠くことのできない部分又は玄関等に運び込まれているため一時的に居住することができない状態にあり、かつ、自らの資力では除去することができない者に対して行うものとする。	障害物の除去のため支出する費用は、ロープ、スコップその他除去に必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、1世帯当たり137,500円以内とする。	障害物の除去は、災害発生の日から10日以内に完了するものとする。
応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費の支出	<p>応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費を支出する場合は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 被災者の避難の場合</p> <p>(2) 救済用物資の整理及び配分の場合</p> <p>(3) 飲料水の供給の場合</p> <p>(4) 医療及び助産の場合</p> <p>(5) 災害にかかった者の救出の場合</p> <p>(6) 死体の捜索の場合</p> <p>(7) 死体の処理の場合</p>	応急救助のため支出する輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とする。	応急救助のための輸送及び賃金職員等の雇用を実施する期間は、当該救助の実施期間とする。

別表第2

1 令第10条第1号から第4号までに規定する者

日 当	時間外勤務手当	旅 費
県の常勤の職員で救助に関する業務に従事した者に相当するものの給与を考慮してその都度決定する額以内	日当の額を8で除して得た額を勤務1時間当たりの給与額として職員の給与に関する条例（昭和42年愛知県条例第3号）第15条の規定の例により算定される額以内	職員等の旅費に関する条例（昭和29年愛知県条例第1号）別表第1の1による一般職員相当額以内

2 令第10条第5号から第10号までに規定する者

業者のその地域における慣行料金による支出実績に、手数料としてその100分の3の額を加算した額以内

別表第3

対 象 者	扶 助 金 の 支 給 基 礎 額
法第24条の規定により救助に関する業務に従事した者のうち、労働基準法（昭和22年法律第49号）に規定する労働者でない者	事故発生の前1年間におけるその者の所得（当該事業又は当該業務に伴う所得以外の所得及び退職金等の臨時所得を除く。以下同じ。）の額を365で除して得た額（以下「基準収入額」という。）に相当する額。ただし、その者の基準収入額が、その地方で、同種同規模の事業を営み、又は同様の業務に従事する者の前1年間における所得の額の平均額を365で除
法第25条の規定により救助に関する業務に協力した者（以下「協力者」という。）	<p>1 8,800円。ただし、この額が、その者の基準収入額を下回るときは、原則として、基準収入額に相当する額とするが、最高額は、14,200円とする。</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する者で、事故の発生した日において、他に生計のみちがなく主として協力者の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある協力者については、前項の金額に、第1号に該当する扶養親族については433円を、第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円（協力者に配偶者がいない場合にあつては、そのうち1人については367円）を、それぞれ加算して得た額</p> <p>(1) 配偶者</p> <p>(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫</p> <p>(3) 満60歳以上の父母及び祖父母</p> <p>(4) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹</p> <p>(5) 身体又は精神に著しい障害がある者で終身労務に服することができ</p>

11 その他

11-1 被害認定基準

被害区分		認定基準
人の被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認した者又は死体は確認できないが死亡したことが確実な者
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者
	負傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者 (重傷) 1か月以上の治療を要する見込みの者 (軽傷) 1か月未満で治療できる見込みの者
住家の被害	住家	現実に居住のために使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうか問わない。
	棟	一つの建築物をいう。 主屋より延べ面積の小さい建築物(同じ宅地内にあるもので、非住家として計上するに至らない小さな物置、便所、風呂場、炊事場)が付着している場合は同一棟とみなす。 また、渡り廊下のように、二つ以上の主屋に付着しているものは切半して、それぞれを主屋の付属建物とみなす。
	世帯	生計を一にしている実際の生活単位をいう(同一家屋内の親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば当然2世帯となるわけである。また、主として学生等を宿泊させている寄宿舎、下宿、その他これらに類する施設に宿泊する者で共同生活を営んでいるものについては、原則としてその寄宿舎等を1世帯として取り扱う。)
	全壊(全焼・全流出)	住家その居住のための基本的機能を喪失したものの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊(ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。)が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素(ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。)の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもとする。
	半壊	住家その居住のための基本的機能の一部を喪失したものの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のも、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもとする。
	一部破損	全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のもとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂、竹木等のたい積により一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。
	非住家の被害	住家以外の建物で、他の被害箇所項目に属さないものとする。 これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。 なお、この被害は、全壊・半壊の被害を受けたもののみ記入する。
公共建物	役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。	

	そ の 他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。	
そ の 他	田の流失・埋没	田の耕土の流失、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。	
	田 の 冠 水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。	
	畑の流失・埋没、畑の冠水	田の例に準ずる。	
	文 教 施 設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。	
	道 路		道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
		損 壊	道路の全部又は一部が損壊又は崩土により通行不能あるいは通行規制になったもの及び応急処置が必要なものとする。
		冠 水	道路が水をかぶり通行不能となったもの及び通行規制が必要なものとする。
		通行不能	道路の損壊、冠水等により通行が不能になったものとする。
	橋 り よ う	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋で、全部又は一部が流失したもの及び損壊により応急修理が必要なものとする。	
	河 川		河川法（昭和39年法律第167号）が適用若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
		破 堤	堤防等の欠壊により水が堤内にあふれ出たものとする。
		越 水	堤防等は破堤していないが、水が堤防等を乗り越えて堤内へ流れ込む状態のものとする。
		そ の 他	破堤や越水はしていないが、堤防法面が損壊する等応急修理が必要なものとする。
	港 漁	湾 港	港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項及び漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第3条に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設又は港湾・漁港の利用及び管理上重要な臨港交通のための施設で、利用に支障が生じる被害のあったものとする。
	清 掃 施 設		ごみ処理及びし尿処理施設とする。
	砂 防		砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防設備、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
	崖 く ず れ		急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第2条に規定する急傾斜地崩壊防止施設及び急傾斜地の崩壊（いわゆる崖くずれを含む。）による災害で、人命、人家、公共的建物に被害のあったものとする。
	地 す べ り		地すべりによる災害で、地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第2条に規定する地すべり防止施設及び人命、人家、公共的建物に被害のあったものとする。
	土 石 流		土石流による災害で、人命、人家、公共的建物に被害のあったものとする。
	鉄 道 不 通		列車等の運行が不能となった程度の被害とする。
被 害 船 舶		ろ・かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。	
水 道		上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。	
電 話		災害により通話不能となった電話の回線数とする。	
電 気		災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。	
ガ ス		一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。	

	ブロック塀等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
り	災 世 帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。
り	災 者	り災世帯の構成員とする。
火 災 発 生	火 災	地震又は火山噴火の場合のみとすること。
	建 物	土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの、観覧のための工作物又は地下若しくは高架の工作物に設けた事務所、店舗、倉庫、その他これらに類する施設をいい、貯蔵槽その他これに類する施設を除く。
	危 険 物	消防法（昭和23年法律第186号）第11条に起因する市町村長等が許可した製造所等
	そ の 他	建物及び危険物以外のもの
公立文教施設		公立の文教施設をいう。
農 林 水 産 業 施 設		農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設及び共同利用施設とする。
公 共 土 木 施 設		公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、漁港、下水道及び公園とする。
その他の公共施設		公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公共又は公共の用に供する施設とする。
災害中間年報及び災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設、その他の公共施設については、査定済額を記入し、未査定額（被害見込額）はカッコ外書きするものとする。		
公 共 施 設 被 害 市 町 村 数		公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。
そ の 他	農 産 被 害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えば、ビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林 産 被 害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば、立木、苗木等の被害とする。
	畜 産 被 害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば、家畜、畜舎等の被害とする。
	水 産 被 害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、漁具、漁船等の被害とする。
	商 工 被 害	建物以外の商工被害で、例えば、工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

被害の程度及び応急対策状況（経過）要請事項等の記載の主たるものを例示すると、次のとおりである。

- ・人、住家の被害状況及びこれに対する災害救助活動状況
- ・避難の状況
- ・主要河川、海岸、ため池、砂防設備、港湾等の被害状況及びこれに対する応急対策活動状況、復旧見込
- ・主要道路、交通機関の被害状況及びこれに対する応急対策活動状況、復旧見込
- ・学校、病院、庁舎等重要公共施設の被害状況及びこれに対する応急対策活動状況
- ・電力、ガス、水道、通信施設等公益事業施設の被害状況及びこれに対する応急対策活動状況、復旧見込
- ・農林水産業施設、農林水産物の被害状況及びこれに対する応急対策活動状況、復旧見込
- ・応援要請又は職員派遣の状況

11-2 伝達要領

凡例	主要伝達ルート
	予備伝達ルート

1 人、住家被害等

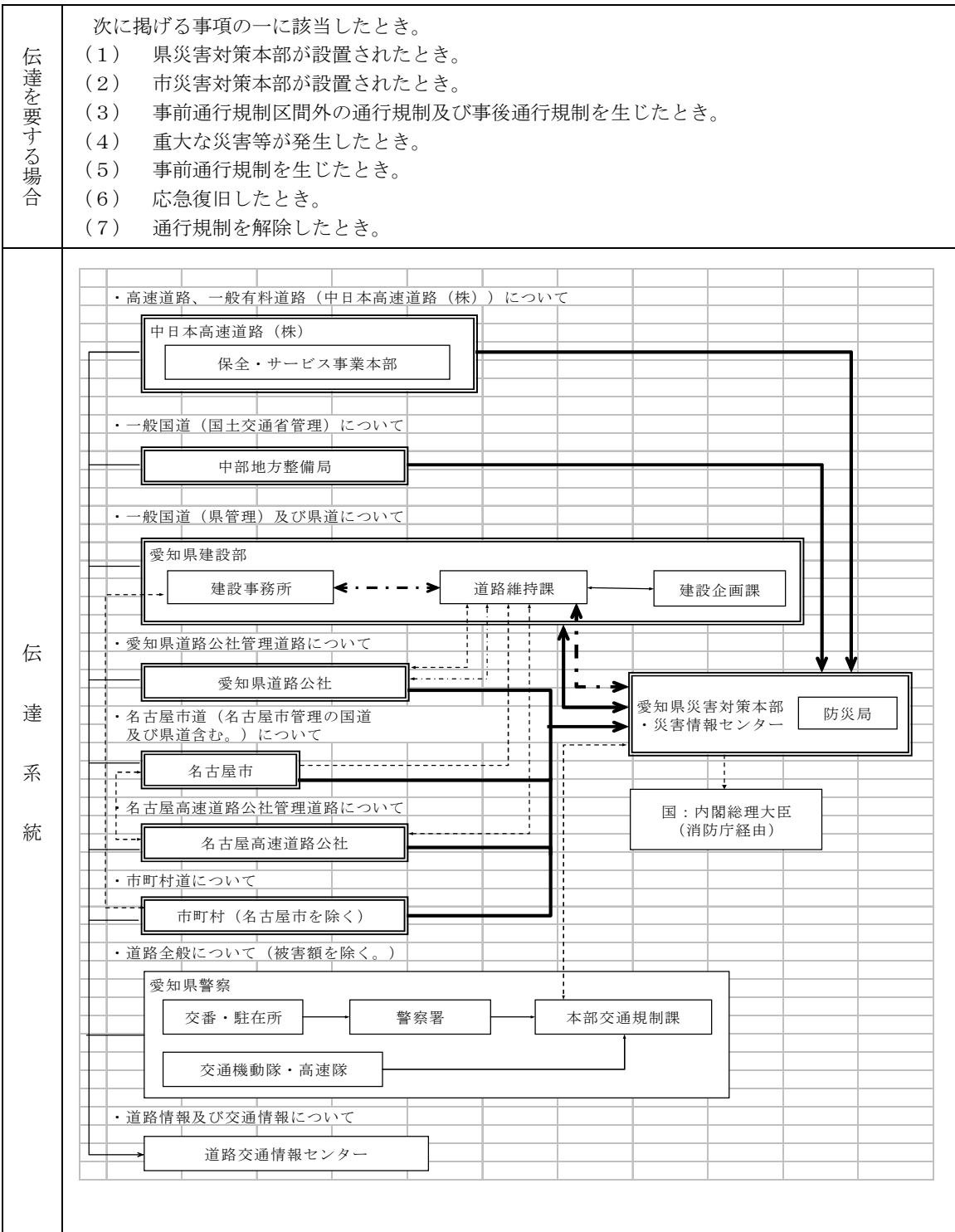
伝達を要する場合	<p>次に掲げる事項の一に該当したとき。</p> <p>(1) 県災害対策本部が設置されたとき。</p> <p>(2) 市災害対策本部が設置されたとき。</p> <p>(3) 災害救助法適用基準に該当する程度の災害が発生したとき。</p> <p>(4) 災害及びそれが及ぼす社会的影響等から見て、報告の必要があると認められるとき。</p>
伝達系統	

凡例		
→	防災情報システム	▭ (double border)
- - - - -	その他情報システム	▭ (single border)
⋯⋯⋯	FAX・無線 (高度情報)	
- - - - -	無線 (一般)	
- - - - -	FAX・電話 (一般)	
→	その他	

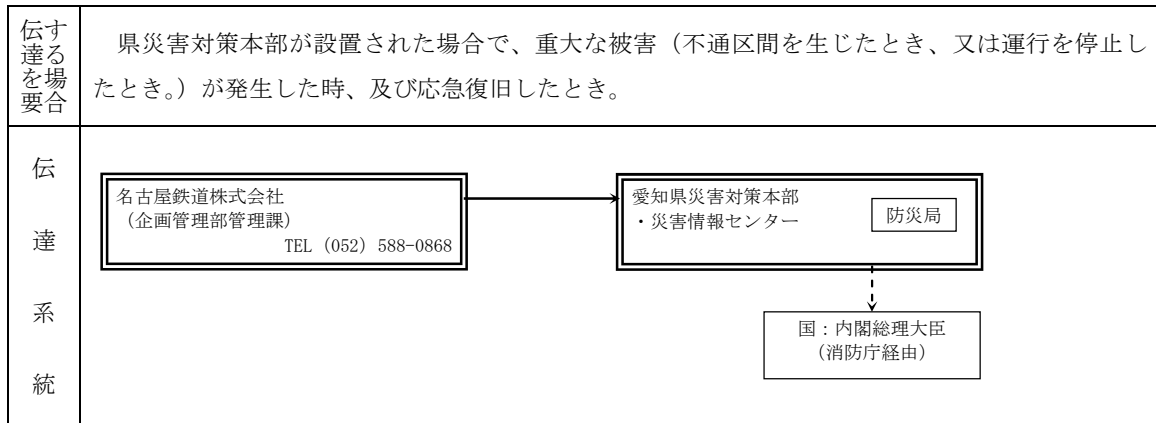
2 河川被害

伝達を要する場合	<p>愛知県災害対策本部又は市町村災害対策本部が設置された場合で、重大な被害（河川管理施設の損壊、河川の堤防が決壊又は水があふれた（溢水）とき等。）が発生したとき、及び、応急復旧したとき。</p> <p>ただし、市町村にあたっては、次に掲げる事項の一に該当したときとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 愛知県災害対策本部が設置されたとき。 ・ 市町村災害対策本部が設置されたとき。
伝達系統	<p>・ 一級河川（国管理）について</p> <pre> graph TD A[国：内閣総理大臣 (総務省消防庁)] --> B[愛知県災害対策本部 ・ 災害情報センター] B --> C[河川課] C --> D[中部地方整備局] C --> E[市町村] D --> B E --> B </pre> <p>The diagram illustrates the communication system for river disasters. At the top level is the National Government (Ministry of the Interior, National Fire Agency). This connects to the Aichi Prefecture Disaster Response Center (Disaster Information Center). From there, information flows to the River Bureau (River Section) within the Aichi Prefecture Construction Department. The River Bureau then communicates with the Chubu Regional Development Bureau and the Municipalities. There are also bidirectional communication lines between the River Bureau and the Aichi Prefecture Disaster Response Center, and between the Municipalities and the Aichi Prefecture Disaster Response Center.</p>

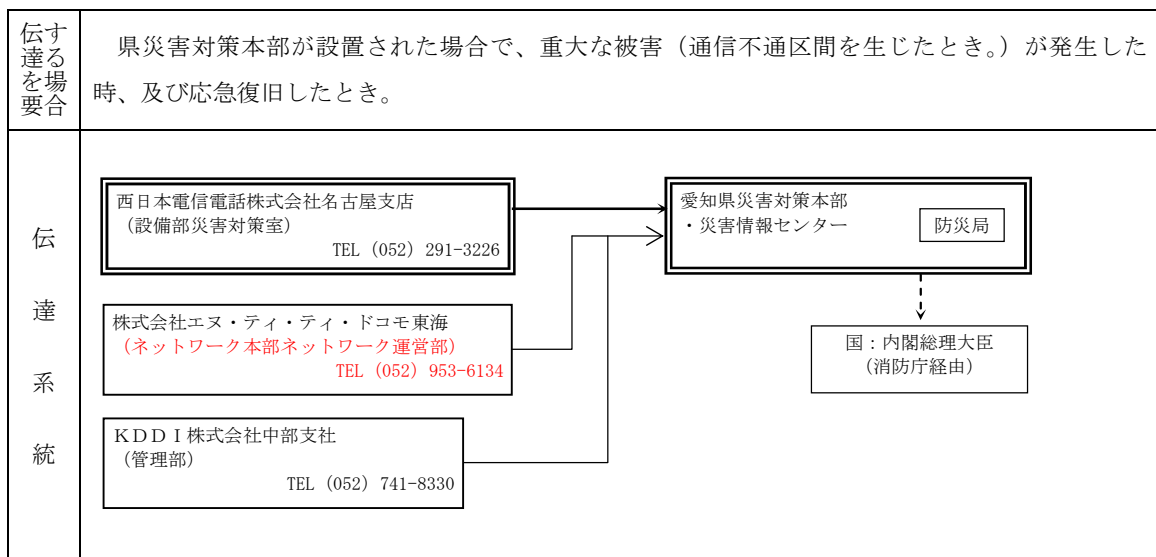
3 道路施設被害



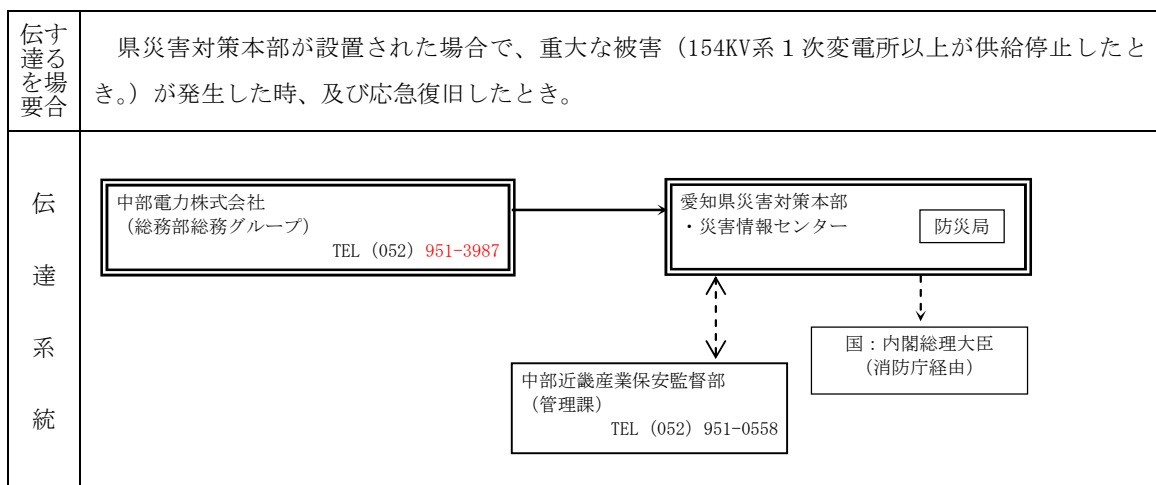
4 鉄道施設被害



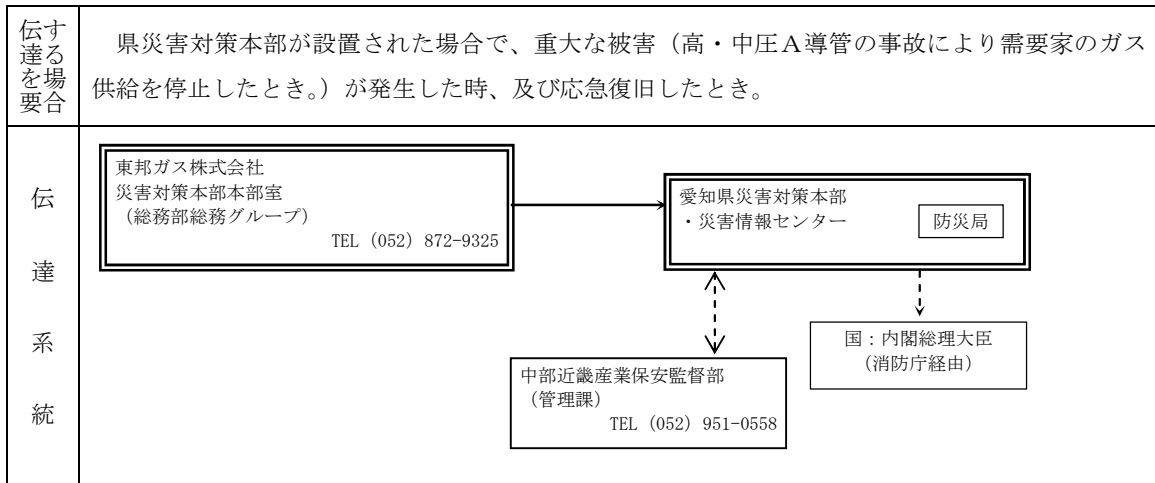
5 電信電話施設被害



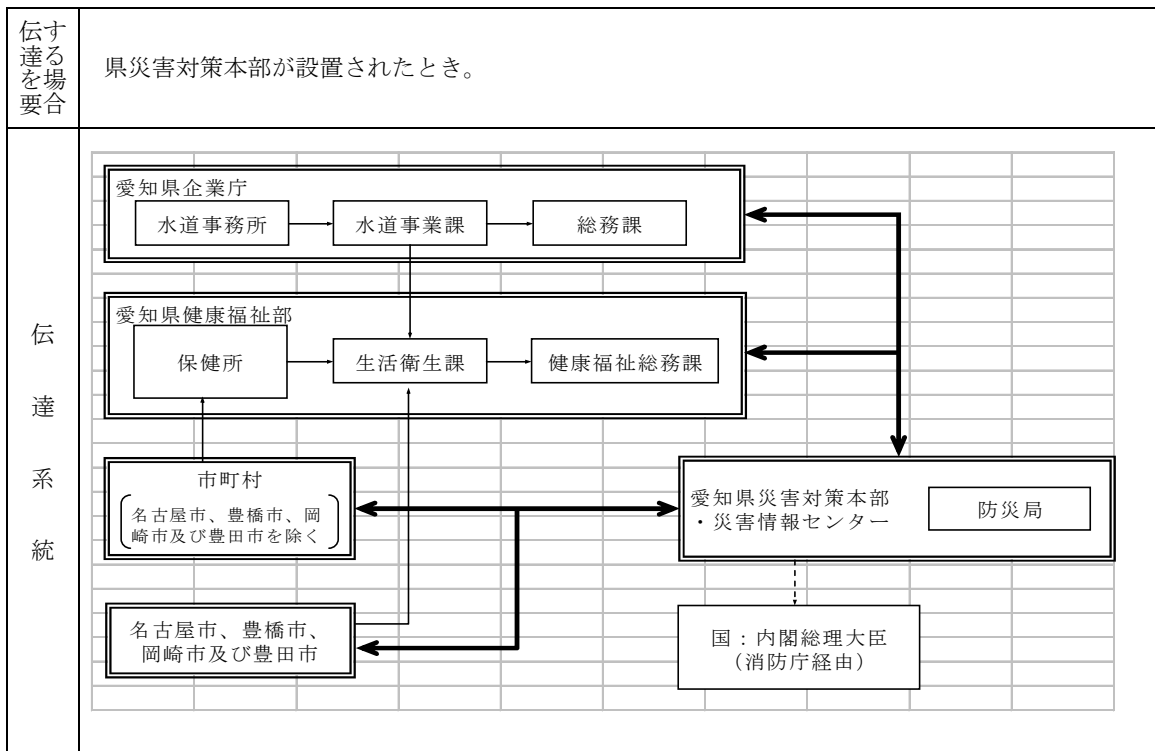
6 電力被害



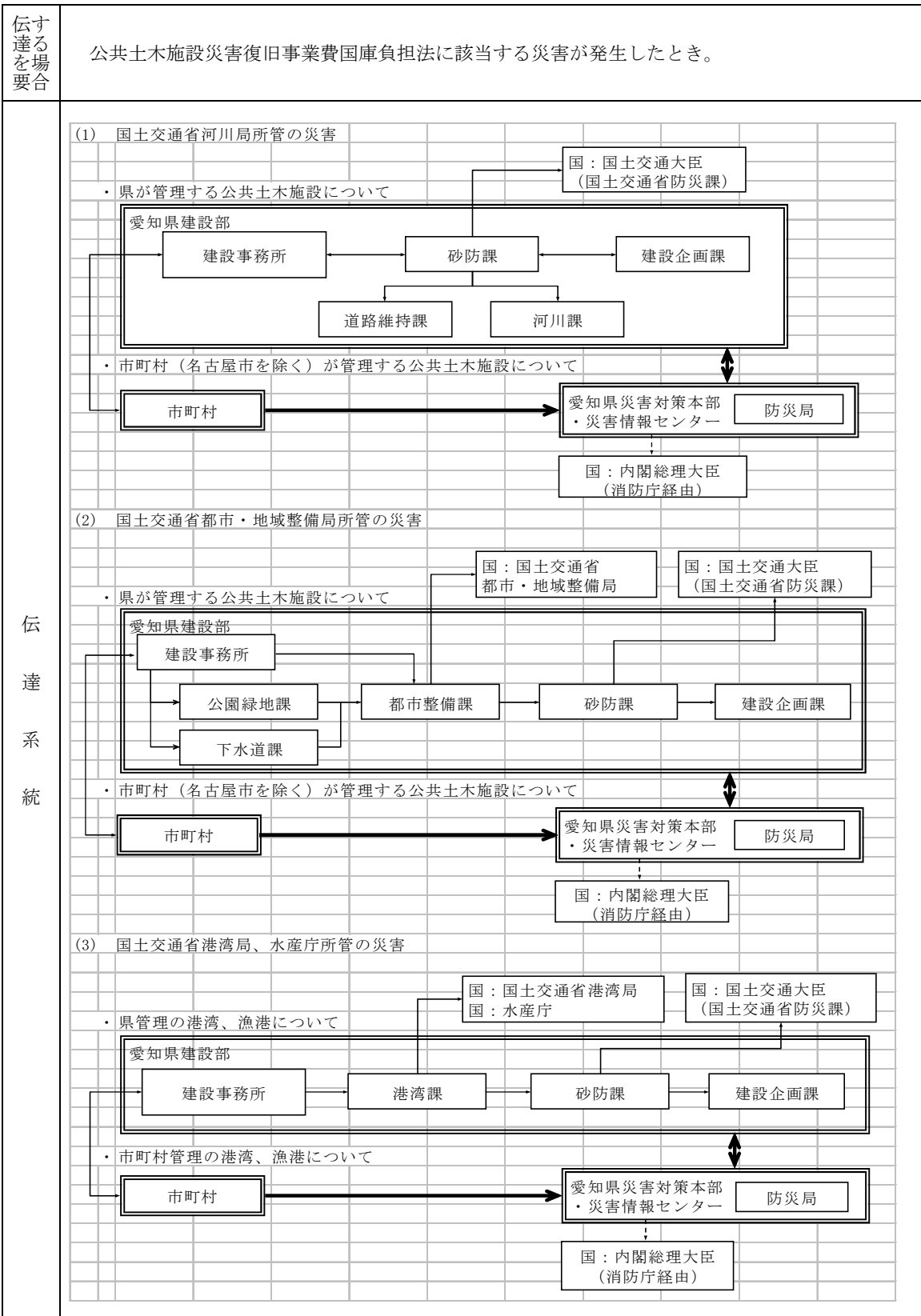
7 ガス施設被害



8 水道施設被害



9 公共土木施設被害



様式編

1	被害調査表	82
2	災害情報	83
3	災害概況即報告を始めとする被害報告様式（3-1～3-6）	
3-1	災害概況即報	84
3-2	災害発生直後の状況	85
3-3	災害発生状況等（速報・確定報告）	86
3-4	人的被害	87
3-5	避難状況・救護所開設状況	88
3-6	公共施設被害	89
4	緊急通行車両等事前届出書	90
5	緊急通行車両等届出書	91
6	緊急通行車両確認証明書	92
7	部隊等の派遣要請依頼書	93
8	災害派遣部隊撤収要請依頼書	93
9	避難・地震防災応急対策の実施状況報告（速報用）	94
10	避難・地震防災応急対策の実施状況報告	95

様式第1号

被災調査表

年 月 日 区長

住所	氏名	電話	人の被害(人)				住家被害				非住家		備考
			死者	重傷者 1か月以上	軽傷者 1か月未満	全壊 延べ面積 70%以上	半壊 20%以上 70%未満	一部破損	床上浸水	床下浸水	公共建物 公民館等	その他 倉庫車庫等	
						棟 世帯 人	棟 世帯 人	棟 世帯 人	棟 世帯 人	棟 世帯 人	棟	棟	
						棟 世帯 人	棟 世帯 人	棟 世帯 人	棟 世帯 人	棟 世帯 人	棟	棟	
						棟 世帯 人	棟 世帯 人	棟 世帯 人	棟 世帯 人	棟 世帯 人	棟	棟	
						棟 世帯 人	棟 世帯 人	棟 世帯 人	棟 世帯 人	棟 世帯 人	棟	棟	
						棟 世帯 人	棟 世帯 人	棟 世帯 人	棟 世帯 人	棟 世帯 人	棟	棟	

※ 該当する個所にご記入ください。

災 害 情 報

部長	班長	班		
災 害 の 原 因				
災害の発生年月日	年	月	日	時
災害の発生場所	番地			
報 告 の 期 限	日	時現在	受 信 時 刻	時 分
発 信 担 当 者			受 信 担 当 者	
内 容				

様式第3号（愛知県様式1）

[災害概況即報]

消防庁受信者氏名

報告日時	
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

災害名 (第 報)

災害の概況	発生場所				発生日時	年 月 日 時 分				
被害の概況	死傷者	死者	人	不明	人	住家	全壊	棟	一部破損	棟
		負傷者	人	計	人		半壊	棟	床上浸水	棟
応急対策の概況	災害対策本部等の設置状況	(都道府県)				(市町村)				

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認等」)を記入して報告すれば足りること。)

様式第4号

災 害 発 生 直 後 の 状 況

原 因					発 生 日 時			
発 生 場 所			市・郡		区・町・村			
受 発 信 時 刻			月 日		時 分			
発 信 機 関					発 信 者			
受 信 機 関					受 信 者			
区 分			被 害	区 分	被 害	被害程度及び応急対策状況(経過)		
人 的 被 害	死 者		人	そ の 他	鉄道不通	か所		
	行方不明者		人		水道	戸		
	負傷者	重傷者	人		電話	回線		
		軽傷者	人		電気	戸		
住 家 被 害	全 壊		棟	要 請 事 項	災害対策本部	設置		
			世帯			設置状況	廃止	
	半 壊		棟		避難の勧告	地区		
			世帯		指示等の状況	人		
	一 部 破 損		棟					
			世帯					
	床 上 浸 水		人					
			棟					
	床 下 浸 水		世帯					
			人					
そ の 他	道 路	損 壊	か所					
		冠 水	か所					
		(通行不能)	か所					
	橋 り よ う		か所					
	河 川	破 堤	か所					
		越 水	か所					
		そ の 他 法面崩壊等	か所					
	砂 防		か所					
	崖 く ず れ		か所					
	地 す べ り		か所					
土 石 流		か所						

災害発生状況等（速報・確定報告）

原 因				発 生 日 時		年 月 日 時 分				
発 信 場 所										
発 信 機 関				発 信 者						
受 信 機 関				受 信 者						
区 分		被 害		区 分		被 害				
人 的 被 害	死 者	1	人	橋 り ょ う 河 川	31	か所	そ の 他 被 害 総 額	61	千円	
	行 方 不 明 者	2	人		32	か所		62	千円	
	負 傷 者	重 傷	3		人	33		か所	63	千円
		軽 傷	4		人	34		か所	64	千円
住 家 被 害	全 壊	5	棟	そ の 他	35	か所	災 害 対 策 本 部 設 置 状 況	65	設置	
		6	世帯		36	か所		66	廃止	
		7	人		37	か所	避 難 の 勧 告 ・ 指 示 等 の 状 況	67	地区	
	半 壊	8	棟		38	か所		68	世帯	
		9	世帯		39	か所		69	人	
		10	人		40	か所	70	人		
	一 部 破 損	11	棟		41	か所	71	人		
		12	世帯		42	隻	72	所		
		13	人		43	戸	73	人		
	床 上 浸 水	14	棟		44	回線	74	人		
		15	世帯		45	戸	75	世帯		
		16	人		46	戸	76	世帯		
	床 下 浸 水	17	棟		47	か所	被 害 程 度 及 び 応 急 対 策 状 況 (経 過)			
		18	世帯		48	世帯				
		19	人		49	人				
非 住 家	公 共 建 物	20	棟	火 災 発 生	50	件				
	そ の 他	21	棟		51	件				
そ の 他	田 畑	流 失 ・ 埋 没	22		ha	そ の 他	52	件		
		冠 水	23	ha	公 立 文 教 施 設	53	千円			
	文 教 施 設	流 失 ・ 埋 没	24	ha	農 林 水 産 施 設	54	千円	要 請 事 項		
		冠 水	25	ha	公 共 土 木 施 設	55	千円			
	病 院	26	か所	そ の 他 の 公 共 施 設	56	千円				
	道 路	損 壊	27	か所	小 計	57	千円			
冠 水 (うち通行不能)		28	か所	そ の 他	農 業 被 害	58	千円			
		29	か所		林 業 被 害	59	千円			
30	か所	畜 産 被 害	60		千円					

(注) 速報の場合は53から64までの項目については報告する必要はない。

様式第6号（愛知県様式3）

人 的 被 害 (第 報)

報 告 の 時 刻	日 時 分現在	受 信 時 刻	時 分
発 信 機 関		受 信 機 関	
発 信 者 名		受 信 者 名	
内 容			
発 生	日 時	日 時 分	
	場 所		
	原 因		
人 的 被 害 の 状 況	被 害 程 度	1 死亡 2 行方不明 3 重傷 4 軽傷	
	氏 名 等	(氏名) (生年月日) 性別 ()	
	住 所		
	収 容 先		
その他参考事項（応急処置、情報源、確認・未確認の別、世帯主及び続柄等）			

様式第7号（愛知県様式4）

避難状況・救護所開設状況（第 報）

報告の時点	日 時 分現在		受 信 時 刻		時 分						
発信機関			受 信 機 関								
発信者名			受 信 者 名								
内 容											
避難状況	避難先	地区名	避難の勧告、指示の種別及び日時	避難勧告世帯数	避難勧告人数	避難実世帯数	避難実人数	屋内屋外の別	今後の見通し	最大世帯数	最大人数
			(勧告) (指示) 日 時 分 (自主)	世帯	人	世帯	人	屋内 屋外		世帯	人
			(勧告) (指示) 日 時 分 (自主)					屋内 屋外			
			(勧告) (指示) 日 時 分 (自主)					屋内 屋外			
			(勧告) (指示) 日 時 分 (自主)					屋内 屋外			
			(勧告) (指示) 日 時 分 (自主)					屋内 屋外			
			(勧告) (指示) 日 時 分 (自主)					屋内 屋外			
			(勧告) (指示) 日 時 分 (自主)					屋内 屋外			
救護所開設状況	救護所名	設置場所	患者数		実 施 機 関		收容人数の最大値				
			受入	搬送			重 傷	軽 傷			

※最大世帯数及び最大人数については、避難先毎の最大数を記入すること。

様式第8号（愛知県様式5）

公 共 施 設 被 害

（第 報）

報 告 の 時 刻		日 時 分現在	発 信 時 刻	時 分
発 信 機 関			受 信 機 関	
発 信 者 名			受 信 者 名	
内 容				
被 害 区 分		ア. 河川 イ. 海岸 ウ. 貯水池・ため池等 エ. 砂防 オ. 港湾・漁港 カ. 道路 キ. 水道施設 ク. その他（ ）		
発 生	日 時	日 時 分		
	場 所			
生	原 因			
状 況	被 害 区 域 区 間			
	管 理 者	(電話)		
	被 害 程 度 (概 要)			
	応 急 対 策 の 状 況			
	復 旧 見 込			
	そ の 他 参 考 事 項			

様式第 1 号

<p>地震防災 災害 愛知県公安委員会 殿</p> <p>緊急通行車両等事前届出書</p> <p>申請者住所 (電話) 氏名</p> <p>年 月 日</p> <p>Ⓜ</p>	<p>地震防災 災害 緊急通行車両等事前届出済証</p> <p>左記のとおり事前届出を受けたことを証する。</p> <p>年 月 日</p> <p>愛知県公安委員会 印</p>
<p>番号標に標示されている 番号</p> <p>車両の用途 (緊急輸送を 行う車両にあつては、輸 送人員又は品名)</p>	<p>(注) 1 警戒宣言発令時又は災害発生時にはこの届出済証を最寄りの警 察本部、警察署、交通検問所等に提出して所要の手続を受けてく ださい。</p> <p>2 届出内容に変更が生じ又は本届出済証を忘失し、滅失し、汚損 し、破損した場合は、公安委員会 (警察本部経由) に届け出て再 交付を受けてください。</p>
<p>住 所 氏 名</p> <p>() 局 番</p>	<p>3 次に該当するときは、本届出証を返還してください。</p> <p>(1) 緊急通行車両等に該当しなくなったとき。</p> <p>(2) 緊急通行車両等が廃車となったとき。</p> <p>(3) その他、緊急通行車両等としての必要性がなくなったと き。</p>
<p>出 発 地</p> <p>(注) この事前届出書は2部作成して、該当車両を使用して行う業務の内容 を疎明する書類を添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察本 部に提出してください。</p>	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とし、横長に用いる。

様式第2号

		年 月 日
愛知県知事 愛知県公安委員会		緊急通行車両等届出書 殿
		届出者住 所 (電話) 氏 名 印
番号標に表示されている番号		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）		
使用 者	住 所 (電 話)	() 局 番
	氏 名	
通 行 日 時		
通 行 経 路	出 発 地	目 的 地
備 考		

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

様式第3号

第 号		年 月 日	
緊急通行車両確認証明書			
		知 事	印
		公安委員会	印
番号標に表示されている番号			
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）			
使用者	住 所	() 局 番	
	氏 名		
通 行 日 時			
通 行 経 路	出 発 地	目 的 地	
備 考			

備考 用紙は、日本工業規格A5とする。

様式第1号

		発 簡 番 号
		年 月 日
災害派遣要請者 殿		
	市長名	
部隊等の派遣要請依頼書		
災害を防除するため、下記のとおり自衛隊の災害派遣要請を依頼します。		
記		
1	災害の情况及び派遣を要請する事由	
	災害の状況（特に災害派遣を必要とする区域の状況を明らかにする。）	
	派遣を要請する事由	
2	派遣を希望する期間	
3	派遣を希望する区域及び活動内容	
	(1) 区域	
	(2) 活動内容（遭難者の捜索援助、道路啓開、水防、輸送、防疫等）	
4	その他参考となるべき事項	
	その他の細部については、	において調整する。

(用紙の大きさは、A4判縦使用)

(注) 2項に関しては、具体的に表現することが不可能な場合には、「救援活動終了するまでの間」等の定性的な表現

様式第2号

		発 簡 番 号
		年 月 日
災害派遣要請者 殿		
	市長名	
災害派遣部隊撤収要請依頼書		
自衛隊の災害派遣を要請中のところ、派遣目的が達成されたことに伴い、 月 日をもって派遣部隊等を撤収要請されるよう依頼します。		

様式第1号

避難・地震防災応急対策の実施状況報告

速報用

送信者		受信者		送受信時間
機関名	氏名	機関名	氏名	
				月 日 時 分
				月 日 時 分

緊急応急対策等	実施状況等 (該当する番号に○をつけること)		
①東海地震予知情報の伝達	1 完了	2 半数以上	3 半数未満
②地域住民の避難状況	1 必要なし	2 必要あり (ア 完了 イ 実施中 ウ 未実施)	
③消防・浸水対策活動	1 必要なし	2 必要あり (ア 完了 イ 実施中 ウ 未実施)	
④応急の救護を要すると認められる者の救護、保護	1 必要なし	2 必要あり (ア 完了 イ 実施中 ウ 未実施)	
⑤施設・設備の整備及び点検	1 必要なし	2 必要あり (ア 完了 イ 実施中 ウ 未実施)	
⑥犯罪の防止、交通の規制、その他社会秩序の維持	1 必要なし	2 必要あり (ア 完了 イ 実施中 ウ 未実施)	
⑦食糧、生活必需品、医薬品等の確保	1 必要なし	2 必要あり (ア 完了 イ 実施中 ウ 未実施)	
⑧緊急輸送の確保	1 必要なし	2 必要あり (ア 完了 イ 実施中 ウ 未実施)	
⑨地震災害警戒本部（災害対策本部）の設置	1 設置	2 準備中	3 未設置
⑩対策要員の確保	1 完了	2 半数以上	3 半数未満
備考			

様式第2号

避難・地震防災応急対策の実施状況報告

送信者		受信者		送受信時間
機関名	氏名	機関名	氏名	
				月 日 時 分
				月 日 時 分

避難 状況	①	危険事態、異常事態の発生状況		
	避難			
	の	措置事項		
	経過			
	完了			
地震 防災 応急 対策	②	避難場所名	避難人数・ 要救護人数	救護、保護に必要な措置等
	避難			
	の			
	完了			
	③	東海地震予知情報の伝達、避難勧告・指示		
	④	消防、水防その他応急措置		
	⑤	応急の救護を要すると認められる者の救護、保護		
	⑥	施設・設備の整備及び点検		
	⑦	犯罪の予防、交通の規制、その他社会秩序の維持		
⑧	緊急輸送の確保			
⑨	食糧・医薬品等の確保、清掃・防疫の体制整備			
⑩	その他災害の発生防止・軽減を図るための措置			
		備	考	